

政策資料

No.294 《復刊189号》
1991年3月1日

巻頭言 佐藤三吾1

〈特集〉

I 1991年度政府予算案の内容と問題点2

II 中東湾岸戦争関係60

○中東湾岸危機に関するジュネーブ会
談について（談話）60

○中東湾岸の戦争回避のための緊急申
し入れ60

○談話（書記長）61

○党声明62

○中東湾岸戦争への支援中止を求める
申し入れ62

- 中東湾岸戦争支援のための政府方針
の決定について（談話）63
- 政府の自衛隊機中東派遣・90億ドル
の多国籍軍への財政支出に対する社
会党の見解64
- 多国籍軍追加支援90億ドルの財源
対策の決定について（談話）65



湾岸戦争と情けない日本

佐藤 三吾

政策審議会副会長

今衆議院では平成三年度の予算審議が続けられている。論争の焦点は湾岸戦争と日本の対応で、とりわけ補正で出てくる多国籍軍に対する九〇億ドル（一兆二千億円）追加援助と避難民救援という名目の自衛隊機の海外派遣である。

私も昨年百一九国会の予算委員会で四〇億ドルの援助と国連平和協力法という名の自衛隊海外派兵法案に対して質問にたち、更にこの一月、戦争勃発の翌一八日の本会議において再び湾岸戦争に対する日本の対応を巡って政府を追及した。

我が国は、太平洋戦争犠牲者二千万とその反省のうえにたつて制定された日本国憲法の前文において「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、その九条で「戦争の放棄」を定めている。

また昭和二九年自衛隊法制定に際し参議院は満場一致で「自衛隊の海外派兵を永久に禁ずる」決議を行つてある。

したがつてこの憲法を軸に日本にできる対応と、できないものをして日本にできる範囲の協力や援助

を国民に要請し、迅速に対応することが大切であると思う。

ところが昨夏の湾岸危機以来、数十万のアジア、アラブ系出稼ぎ労働者家族がヨルダンに逃れた際、政府自民党は、国連の救援要請に僅か二～三機の民間機を飛ばしてだけ。国連平和協力法の審議が始まると何故かそれもストップ。自衛隊の海外派兵反対の国民党論が高まり法案が廃案になる

平和憲法を持つ日本、中東に手を汚していない日本が、今なぜ独自の調停案を出せないのか。

地上戦を前に今からでも遅くはない。ソ連、中国、イランも停戦と和平に動いており、これ以上の死傷者と環境破壊は許されないのだ。

意味不明の内閣改造を行つてケロリと知らん顔。一月一五日がタイ

ムリミットで、湾岸戦争の危険性があることは去年一月国連安保理の武力行使容認決議の採決をしたときから分かっているのに、である。

加えてこの時期に海部首相はASEAN五カ国を訪問する予定であつた。直前になつて慌てて取り止め笑い者になつた。

海部内閣はいつたいどこを見て

政治を行つてゐるのだろうか。アメリカ追従というが、実はアメリカに怒られ、遅ればせに、しかも脅かされるたびに出すという姿勢。

情けないの一語につきるので

始まる。自衛隊の海外派兵反対の国民党論が高まり法案が廃案になると、自公民三党の覚え書きを理由に責任は頬かぶり、その後年末に

(さとうさんご・参議院議員)

特集

I 一九九一年度政府予算案の内容と問題点

目次

第一部 総論

第一部 総論

一九九一年度政府予算案の分析と批判

第二部 各論

各省予算の主要な内容と問題点

- ・社会保障関係予算
- ・労働省関係予算
- ・文教関係予算
- ・農林水産関係予算
- ・通産省予算
- ・建設省予算
- ・国土厅予算
- ・運輸省関係予算
- ・郵政省予算
- ・環境厅予算
- ・科学技術厅予算
- ・防衛予算
- ・地方財政

第三部 地方財政 一九九一年度地方財政対策の内容と問題点

一九九一年度政府予算案の分析と批判

一、将来展望を欠落させた従来型の予算案

一九九一年度政府予算案は、一般会計の規模が七〇兆三四七四億円と、初めて七〇兆円を突破し、前年度当初比で四兆一一〇六億円、六・二%の増額となつていて。この間、財政再建、行政改革が財政運営の基本とされ、小さな政府が標榜されてきたといえようが、すでに国家予算は七〇兆円を超える大規模なものとなつていているのである。土地や株式の高騰に象徴されるバブル経済と称されるような経済状態がつい最近まで継続し、そうした背景から税収が張らみ、二、三年前から予算規模の伸び率は高くなつてきていた。しかしそうした数字とは裏腹に、行財政路線下の財政運

営や予算に裏打ちされた政策が大転換を遂げているとは到底言えない。予算の内容を見るとかぎり、基本的には従来型の予算編成・政策の延長線上にあり、国民生活や社会の新たな将来展望を指示することはできていないといわざるをえないのである。

世界と日本は、二〇世紀最後の一〇年間を迎えて、新しい世紀への準備と試行の時期にある。第二次大戦後の世界は、ソ連を中心とする社会主義体制とアメリカを盟主とする資本主義体制との対立の時代であった。それが東欧の共産党政権の崩壊、ソ連における市場経済への傾斜と、資本主義の勝利といわれるような状況が現出し、米ソの接近、対話との協調へと歴史的ともいえる転換が起こってきた。

全欧安保協力会議（CSCCE）における「パリ憲章」の採択をはじめ、INF（中距離核戦力）全廃条約につづく戦略兵器削減条約や歐州通常戦力条約（CFE）の調印など、冷戦構造下の対立と分断に終止符が打たれ、協力と協調・相互依存による平和と軍縮の新しい時代が開始されようとしていたのである。ところが、イラクのクウェート侵攻、アメリカ軍を主力としたいわゆる多国籍軍の大規模な軍事行動をきっかけとした湾岸戦争、民族問題に象徴されるソ連の混迷、そしてウルグアイ・ラウンドの延期に見られる西側諸国間の経済対立の激化というように、新たな時代は、その開始早々、大きな障害にぶつかり、その不安定性が明確になりつつある。いま、われわれは、このまま長く混沌の時代へと入っていくのか、それとも新たな人類史を大胆に切り開いていくのか、大きな岐路に立たされているといえよう。

しかし、海部内閣の九一年度予算案から読み取ることは、こうした激変する内外情勢に対し、政権維持、現状維持の観点からの対処を基本としているということである。湾岸戦争の即時終結・和平の実現ではなく戦争のさらなる継続、軍縮・平和の推進ではなく軍備拡充の方向性、そして生活重視ではなく産業重視と、二一世紀への展望を全く明らかにしない従来型の対応であり、予算案となつて

いる。この政府予算案を一言で評すれば、「軍備・産業優先、生活軽視」型予算の継続とでもいってよからう。従来の発想の大転換が求められ、経済大国＝日本の国際社会での生き方が問われている今日、その認識を鮮明にせず、政治の大きな課題である予算編成が従来型の硬直した発想と手法で行われたことは、政府・自民党の長期一党支配の弊害を如実に物語るものである。以下では、予算案の主要な論点を明らかにし、簡潔に批判を加えていくことにしたい。

二、新たな中期的財政運営の目標の挫折

九一年度予算は、特例国債依存からの脱却に代わる財政運営の新中期目標の初年度の予算である。新中期目標では、今後五年度で公債依存度＝建設国債依存度を5%程度に引き下げることがめざされていた。これは事実上、国債の現金償還との均衡を図り、国債残高を増やさないことを目標としていたといえる。

初年度四〇〇〇億円削減が予定されていたが、予算案では二五〇二億円しか減額されておらず（建設国債の発行額は五兆三四三〇億円、公債依存度は七・六%）、この財政運営の枠組みを決定する大きな目標の達成に初めから躊躇しているのである。今後四年度間で目標を達成すればよいともいえるのではあるが、補正では建設国債は増発される例が多く、ま

た、今後一〇年間の公共投資総額の実施目標を考慮すると、ますます目標達成が困難になる可能性が大きい。

また、新中期目標が公債残高の抑制を中期的な努力目標とし、その後国債費の減額をめざし国債残高を削減していくことを念頭においたものであると考へると、国債残高は中期的に抑制ということにしても、当面はいわゆる隠れ借金の返済をすすめることが適切なことといえる。ところが、隠れ借金の返済はほとんど実施されていない。

いずれにせよ、多額の国債累積の存在は、一朝一夕に解消できるものではなく、計画的な抑制そして削減がめざされるのも理解できないことではないが、経済の先行きに対する不確定要素が増え税収の大きな伸びも期待できなくなり、それとともに公共投資、多国籍軍支援資金に見られるように、国際協調が重要であるにせよ、海外からの理不尽な要求に無批判に応えていけば歳出圧力が増し新中期目標の達成はますます困難になる。一六八兆円（九一年度末）にものぼる巨額の国債累積 자체、すでに財政の破綻を意味しているといつよいのかもしれない。

三、低下する一般歳出の比率と生活関連予算の割合

予算規模が拡大する一方、国の政策経費で

ある一般歳出予算の一般会計に占める割合は着実に低下してきている。一般歳出は対九〇年度当初予算比で一兆八六五一億円（五・三%）増え、三七兆二三八一億円とされているものの、その比率は五二・九%まで低下している。今年度まで五年度間当初予算に盛り込まれていなかつた給与改善費が、九一年度は一・五%分（一三五〇億円）給与改善予備費として計上されているため、それを除外すれば、一般歳出の伸び率は四・九%に低下し、一般歳出の割合もさらに若干下がることになる。

一般歳出が低下している原因はいうまでもなく、国債費と地方交付税の割合が増えているからにはほかならない。国債費は対前年度当初比で一兆五四五七億円増の一五兆八三四三億円となり、一般会計に占める割合は二・五%に至っている。償還財源確保のための定率繰入れは前年度に引き続き実施されており、二兆八四六八億円計上されている。また地方交付税は、前述したように五〇〇〇億円の特例減算を行うとともに、二五四五億円の法定加算の繰延べを行つたうえで、前年度当初比六九九八億円増の一五兆九七四九億円にのぼる。一般歳出の割合が低下していることは、その伸び以上にこれらが増えていることを意味するが、地方交付税の場合にはその法定税目の税収が増大していることにはかなら

ず、政策経費の割合を増やすためそれを削減するというのは全く不適当である。地方交付税制度については、国庫補助負担率などを含め国と地方との機能分担、財源配分のあり方を抜本的に改革するなかで検討を加えるべきである。地方格差拡大の傾向が顕著になつてきていることを勘案すれば、財政調整制度としての地方交付税の役割の重要性は今後ますます大きくなろう。

このように考えれば、やはり問題なのは国債費であり、国債の累積である。累積国債を短期的に削減しようとすれば、国債費は大幅に張らむことになるし、そうすれば一般歳出は大幅に抑制されることになる。急激に累積国債を削減することは不可能である。やはり長期的に、計画的かつ弾力的に償還する以外はない。それにしても、将来のために国債償還を優先させるのであれば、NTT株の売却を財源として始められた無利子貸付事業を継続するため、その財源を国債整理基金特別会計からの繰入れを中止することも考えられる。

また、社会保障など生活関連の予算も、一般会計における比率を下げる勢的に低下させている。社会保障関係費は対前年度当初費で五・一%の伸びが確保されたものの構成比は一七・四%（八五年度一八・二%）に低下し、文教関係費等は五・五%伸びているものの構

成比は七・七%（八五年度九・二%）となつてゐる。生活関連予算については、内容上も大きな問題はあるが、金額だけみても拡充されているとは到底いえないものである。

四、不十分な土地税制の改革と見送られた消費税の緊急是正

九一年度政府税制改正案の最大のポイントが土地税制の見直しにあることは誰しも認めることであろう。この土地税制の見直しは、バブル経済の弊害として地価高騰が取り沙汰され、それへの対処策の焦点となってきた。その柱である地価税（仮称）は、九二年一月一日から適用されるが、九一年度の税収とはならない。

地価税とは、土地の保有コストを引き上げるために、固定資産税とは別に国税として、相続税評価に対して基礎控除を行つたうえ、税率〇・三%（九二年は〇・二%）で毎年課税する新税である。なお、国及び地方公共団体、法人税法に規定されている公共法人の所有地、公益法人の公益事業用の所有地、公益的な用地、一〇〇〇m²当たり三万円以下の土地が非課税とされている。また、基礎控除は、一〇〇億円（中小・公益法人等については一五億円）もしくは一m²当たり三万円に土地等の面積を乗じた金額のうちいづれか多い方の金額とされている。その他、課税標準の特例等

が設けられている。

土地税制改革の中心である保有課税の強化を行う場合、国税として新税（地価税）を創設して行うのか、現行土地保有税の基幹税目である固定資産税の評価の引き上げによつて行うのか明確にする必要がある。ところが政府・自民党の案では、地価税を創設する一方、固定資産税の評価の引き上げも行うことになっている。当初は、固定資産税は、市町村の行政サービスに存在する受益関係に着目し、資産の使用収益し得る価値に応じて課税する税目と説明され、抜本的な土地対策として用いることには限界があるというのが政府・自民党の見解だつたはずである。小規模の宅地、事業用資産をも課税対象とし、保有課税として普遍的な性格を有する固定資産税に、土地対策の要としての役割を負わせれば大きな弊害が起こるのは目に見えている。国税としての新土地保有税を土地対策として重視し、固定資産税との違いを鮮明にしていれば、地価税のような中途半端な新税に帰着することは避けられたのではないか。いずれにせよ地価税については、固定資産税との関係、性格の違いを明確にし、税率、控除、非課税範囲等について見直しを行ふべきである。

いざれにせよ土地税制の見直しを、今回の地価高騰への対処として限定して捉えるのであれば、あまりにも遅きに失している。政府・自民党が説明するように、今後の地価高騰を予防する意味もあるのかも知れないし、今後税収が停滞した場合の税収確保策として考えられているのかも知れないが、今我々が反省しなければならないのは、土地を資産や取引対象として知らず知らずのうちに認知してきたことである。土地を所有の対象としてではなく、生活の土台として明確に自覚することが重要なことであろう。

消費税については、わが党をはじめとした野党の廃止法案が一昨年参議院で可決されたものの衆議院では廃案となり、昨年の総選挙後の特別国会では廃止法案は衆議院で否決され、一方政府の見直し法案は衆議院で可決されたものの結局廃案となるというように、両院の結論が異なるため、税制両院合同協議会が設置された。昨年七月以来一二月中旬まで二四回専門者会議が開かれ、政府間で税制全般にわたり熱心に論議されてきた。

結局のところ、消費税に対する野党の廃止、自民党の存続の態度は簡単に折合のつくことではなかつた。そのため、あるべき間接税の論議はじつくり継続することとして（各党の消費税に対する態度は変わらずに存続している）、来年度税制改正案の決定を前にして、消費税の緊急是正措置について協議されることになった。これはわが党をはじめとした野党は、社会党が国会審議の場で、食料品非課税を持ち出さないことを確約しない限り消費税改正案を提出しないとしており、協議は継続するとされているものの先行き不透明な状態である。論議を進めるためには、自民党が飲食料品全段階非課税が無理であるにしても、食料

つたにもかかわらず、自民党は先に提案した見直し法案の改善どころか、それより後退した是正措置を一步も譲ろうとはしなかつた。何よりも問題だつたのは、消費税の最大の欠陥である逆進性への対処策である非課税範囲の拡大策について、見直し案から飲食料品関係を除いた案に固執したことであつた。これでは一四八〇億円の減税にすぎず、見直し案の減税規模一兆一三五〇億円を大きく下回ってしまう。これでは何のために協議してきたのかわからなくなる。緊急是正については、見直し案スタート台である。わが党などがこれまで協議を実質的に終わりにしようという自民党の意図を認めなかつたのは当然のことであろう。しかも企業税制についても、土地税制についても具体的な案について未だに合意されてはいないのである。

社会党は、見直し案よりも後退しているとはいえ、それが実施されないよりはよいとしており、自民党と政府が責任をもつて合意部分だけでもよいから消費税是正法案を提出するよう主張している。しかし自民党は、社会党が国会審議の場で、食料品非課税を持ち出さないことを確約しない限り消費税改正案を提出しないとしており、協議は継続するとされているものの先行き不透明な状態である。論議を進めるためには、自民党が飲食料品全段階非課税が無理であるにしても、食料

品に対して何らかの譲歩案を示す必要があるう。

五、相変らず硬直的な公共事業

〔生活関連枠について〕

一九九一年度は、政府が対外公約した四三〇兆円の公共投資（一〇年間）の初年度に当たり、政府の宣伝する「国民生活の向上」がどの様な形で予算編成に反映されるか、注目を集めた。国費ペースの公共事業費は約六%の伸びとなつたが、増額された部分は、自治体の事業に対する補助率を七六年度の水準に回復したことによる增加と、大きな話題となつた「生活関連枠」の二〇〇〇億円である。

公共事業関係費はこれまで一五年ほどの予算編成で、各事業別、省庁別の配分比率がほぼ固定されていた「生活関連枠」の新設には、公共事業の重点を生活基盤整備にシフトさせていく突破口にしていこうとの狙いがあつたとされる。結果としては、公共事業関係費の一七五〇億円、教育、福祉などの非公共事業費に二五〇億円、下水道と道路整備費に五億円ずつ、住宅対策費に三四五億円、治水対策費一三〇億円などとなつていて、下水道、住宅、公園、廃棄物処理施設の四分野合計で、生活関連枠の公共事業関係費の五〇・一%を占め、生活関連枠以外の公共事業費における

配分比率を二倍近く上回つた。四分野とも政府の公共投資基本計画で重点とされた分野であり、そのかぎりでは「国民生活重視」を形にすることができたと言えよう。

しかし公共事業費全体としては、各事業別、省庁別の予算額の配分比率は、最大でも〇・三%の変動にすぎない。「生活関連枠」という公共事業費の二・三%にすぎない「表紙」の絵柄はある程度変えることに成功したが、中身はほとんど変わつていいと言わなければならない。

また、概算要求段階では、各省庁の要求には極めて意欲的な新規事業が数多く盛り込まれていたが、結果としては新規の事業は全く取り上げられず、従来の事業の上積み以上には出ることがなかつた。極めて残念である。

なお、産業基盤の育成が第一とされた時代から「国民生活の向上」が目標とされる今日、環境、福祉、文化などに係る社会資本整備事業が「公共事業」の概念から排除されていることも非合理的であり、見直す必要があるのではないか。新たな公共投資の概念を整理し確立していくことも今後の課題となろう。

べのない政府・自民党には、軍縮・平和に率先的に取り組む意思も能力もないことが一層明らかになつていて、新中期防の策定にあたつても、ソ連を仮想敵国とした「防衛計画の大綱」の見直しは行わず、「大綱」水準の防衛力の維持を目標とした中期防を決定し、それに基づき防衛予算を編成しているのである。

新中期防は総額二二兆七五〇〇億円（九〇年価格）と一八兆四〇〇〇億円（八五年価格）の現在の中期防を大幅に上回つていて、しかも、九〇年度で、その「大綱」の達成率は九九・九%にのぼり、ほぼ予定通り貫徹されている。したがつて新中期防では正面装備は契約ベースで年平均マイナス二・三%の伸びでフローの経費は削減されることになるが、それで「大綱」水準を維持するには充分なのである。正面装備の見かけ上の削減とは逆に、多連装ロケットシステム（MLRS）やイージス艦、早期警戒管制機（AWACS）の導入など装備のハイテク化・高性能化が着実に進められることに注意しなければならない。MLRSは海峡封鎖が目的とされているが、射程は数十キロに及び湾岸戦争でも使用されている。AWACSも湾岸戦争で使われていることからもわかるように海外での軍事展開で威力を発揮する、指揮能力を備えた管制機である。これらは自衛隊の海外展開を視野に入れて導入される疑いが強い。

六、時代逆行の新たな軍拡計画と防衛費の増額

米ソ間の対話と協調が進展するなかにあつても、アメリカの戦略に追随する以外なすす

また、今回の新中期防で特徴的なことは後方分野の充実である。後方分野の経費は現在の中期防での総額六兆五〇〇億円から九兆一五〇〇億円に、年平均五・九%の伸びで増額され、中期防の総額に占めるシェアは三二・九%から四〇・二%に高まる。このなかで、隊舎・宿舎の整備がすすめられると同時に、注目しなければならないのは、防衛統合ディジタル通信網（I D D N）など情報・指揮通信の充実がはかられ、研究開発費が増額されることである。九〇年度予算案を見ても、研究開発費は対前年度比で一〇・四%増額され、約一四〇億円と防衛費の二・二%を占めるまでになっている。ハイテク技術の軍事化、軍事技術を通したハイテク開発がすすめられようとしている。科学技術全体のあり方が厳しく問われている今日の現状を先鋭的に示しているといえよう。

アメリカは湾岸戦争に象徴的に見られるように、自国の軍事費抑制の代替措置として、戦争経費、軍事費の日本などへの肩代わり要求を強め、紛争地域や日本などを今後の兵器市場として重要視しているとも指摘されている。熾烈化する経済摩擦の現状から、米軍駐留費用の肩代わりにとどまらず、米新兵器の購入圧力が一層強まろう。そして国際情勢の変化を一定程度認めながらも、相も変わらず軍備増強を合理化する口実を探し出し、「防衛

計画の大綱」に沿って、防衛計画を策定したのである。

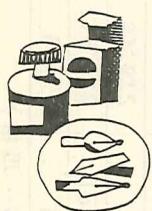
九一年度の防衛予算は、総額四兆三八六八億円、対前年度比五・四七%増となっている。対G N P 比が一%枠内に収まつたとはいえ、復活折衝でイージス艦建造を認めるなど増額された。次期中期防は即刻撤回し、防衛計画の大綱を見直し、軍縮計画を策定する必要性が差し迫った課題である。

七、付 論

湾岸戦争に關係して、九〇億ドル（一兆二〇〇〇億円程度）の多国籍軍支援（内実はアメリカの要求を受けたものでアメリカ軍の戦費の肩代わり）のための経費を中心とした九〇年度第二次補正予算案が編成される。それに係つて九一年度からの石油税の増税などが検討されているようであるし、今後の情勢次第ではさらに湾岸戦争関係の支出は増えることも十分考えられ、現段階においても九一年度予算案の大幅な補正の必要性は明らかである状況にかんがみれば、予算案を修正するのが政府の当然の対応といえる。

今後の国際情勢に多大な影響を与える湾岸戦争に関しては、イラクのクウェート侵略は国際社会の平和にとって脅威であるから、国際社会が一致すれば戦争に訴えてもよいとし、戦争で徹底的な解決をめざすことを肯定し支援

するのは、結局紛争の戦争による解決に加担することにほかならない。戦費を分担するより重要なことは、即時に戦争を終結させ、和平を実現するため最大限の努力をはらうことである。実質上の軍事援助を増額させて平和を実現しようとすることは、従来路線の延長を象徴する事態といえる。



表(2)

一般会計歳出主要経費別分類（当初ベース）

(単位：億円)

(A) 年度	金額	85	86	87	88	89	90	91
社会保険関係費 (医療費)	95,736	98,346	100,896	103,845	108,947	116,148	122,122	
文教及科学振興費	39,699	41,819	44,313	46,371	49,761	51,872		
国恩給	48,409	48,445	48,497	48,581	49,371	51,129	53,944	
地方交付税交付	102,242	113,195	113,335	115,120	116,649	142,886	158,343	
防衛関係費	18,637	18,501	18,958	18,798	18,558	18,375	18,084	
公共事業関係費 (道路整備事業費)	96,901	101,850	101,841	109,056	133,688	152,751	159,749	
経済協力費	31,371	33,435	35,174	37,003	39,198	41,593	43,870	
中小企業対策費	63,689	62,233	60,824	61,974	62,147	65,897		
エネルギー管理費	18,260	17,876	17,404	17,432	17,819	17,881	19,000	
小企業対策費 エネルギー管理費	5,863	6,232	6,492	6,822	7,278	7,845	8,459	
特種経費	2,162	2,052	1,973	1,952	1,942	1,943	1,950	
投特事項予備費	6,288	6,297	4,952	4,616	5,275	5,476	5,921	
その他改善費	6,953	5,962	5,406	4,482	4,182	3,952	3,732	
一般歳出合計	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	
資料「予算の説明」大蔵省	325,854	325,842	325,834	329,821	340,805	353,731	372,382	
一般会計歳出合計	524,996	540,888	541,010	566,997	604,142	662,368	703,474	

(1) 「産業投資特別会計への繰り入れ」は、NTT株売却収入の一部を社会资本整備促進等に活用するため、産業投資特別会計の社会资本整備勘定に繰り入れるもので、一般歳出合計には含まれない。

(2) 医療費は、社会保険関係費、文教及び科学振興費、恩給関係費、その他事項経費に含まれているものの合計。

(3) 経済協力費とその他事項経費については、90年度に両経費の間で組替えが行われており、元年度以前と連続しない。

(4) 85年度以前の給与改善費は各項の給与費に含めて計上、86～90年度は当初予算に給与改善費が計上されていない。

表(3)
(B) 対前年度伸び率・構成比

(単位: %)

年 度	8 5	8 6	8 7	8 8	8 9	9 0	9 1	
社会保障関係費	伸び率 構成比	伸び率 構成比	伸び率 構成比	伸び率 構成比	伸び率 構成比	伸び率 構成比	伸び率 構成比	
(医療費)	2.7 18.2	2.7 18.2	2.6 18.2	2.6 18.6	2.9 18.3	4.9 18.0	6.6 17.5	5.1 17.4
文教及科学振興費	△0.5 9.2	0.1 5.3	9.0 7.7	0.1 6.0	0.2 8.2	8.6 4.6	1.6 8.2	3.6 4.2
国 恩 給 関 係 費	11.7 3.5	19.5 △0.7	10.7 3.4	20.9 2.5	0.1 3.5	20.9 △0.8	1.6 3.3	1.3 △1.3
地方交付税交付金	6.8 6.0	18.5 6.6	5.1 6.2	18.8 5.2	0.0 6.5	18.8 5.2	7.1 6.5	19.2 5.9
防衛関係費	6.9 12.1	6.0 △2.3	6.6 11.5	6.2 △2.3	5.2 11.2	6.5 0.0	6.1 10.7	6.3 1.9
(道路整備事業費)	△2.5 3.5	△2.1 3.3	△2.6 3.2	0.2 0.2	3.1 2.2	2.9 2.2	0.3 2.9	2.7 0.3
経済協力費	7.8 5.7	1.1 0.4	6.3 △5.1	1.2 0.4	4.2 △3.8	5.1 0.4	1.2 △1.1	6.7 0.3
中小企業対策費	△5.7 4.2	0.4 1.2	△5.1 0.1	0.4 1.2	△3.8 △21.4	0.4 0.9	△0.5 △6.8	0.3 0.8
エネルギー対策費	△14.5 —	4.2 —	1.3 —	△14.3 —	1.1 —	△9.3 —	1.0 —	△17.1 —
食糧管理費	— △0.2	— 8.2	— △5.6	— 7.6	— △4.1	— 7.2	— 0.6	— 6.9
産投特会繰入	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
その他事項経費	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
給与改善予備費	— 0.0	— 0.7	— 0.0	— 0.6	— 0.0	— 0.6	— 0.0	— 0.5
予備	— 0.0	— 62.1	— 0.0	— 60.2	— 0.0	— 60.2	— 1.2	— 58.2
一般歳出合計	3.7 100.0	100.0 3.0	100.0 0.0	100.0 0.0	4.8 100.0	6.6 100.0	9.6 100.0	6.2 100.0

資料の注は(A)に同じ。但し、84年度歳出合計伸び率は83年度に81年度決算補てん戻し2兆2525億円を含んだ数値で算出している。

表(1)

1991年度概算フレーム

(単位:億円)

	90年度予算 (当初)	91年度予算		備考
		'89→'90	'90→'91	
(歳入)				
税 収	580,040	69,940	617,720	37,680
税外収入	13,396	3,464	19,324	5,928
N T T	13,000	0	13,000	0
公 債 金	55,932	▲ 15,178	53,430	▲ 2,502
計	662,368	58,226	703,474	41,106
(歳出)				
国 債 費	142,886	26,237	158,343	15,457
地方交付税	152,751	19,063	159,749	6,998
N T T	13,000	0	13,000	0
一般歳出	353,731	12,926	372,382	18,651
経常部門	281,099	12,400	294,900	13,801
投資部門	72,632	526	77,482	4,850
計	662,368	58,226	703,474	41,106
・補正後税収 591,310億円 対補正後伸率 4.5%				
・公債依存度 7.6%				
・Aタイプ 1,149 (90年度 1,230) Bタイプ 11,151 (90年度 11,070) Cタイプ 700 (90年度 700) ・一般歳出伸率 5.3%				
(給与改善予備費除き 4.9%)				
・一般会計伸率 6.2% (国債費除き 4.9%)				

表(4)

65年度以降の一般会計予算の姿

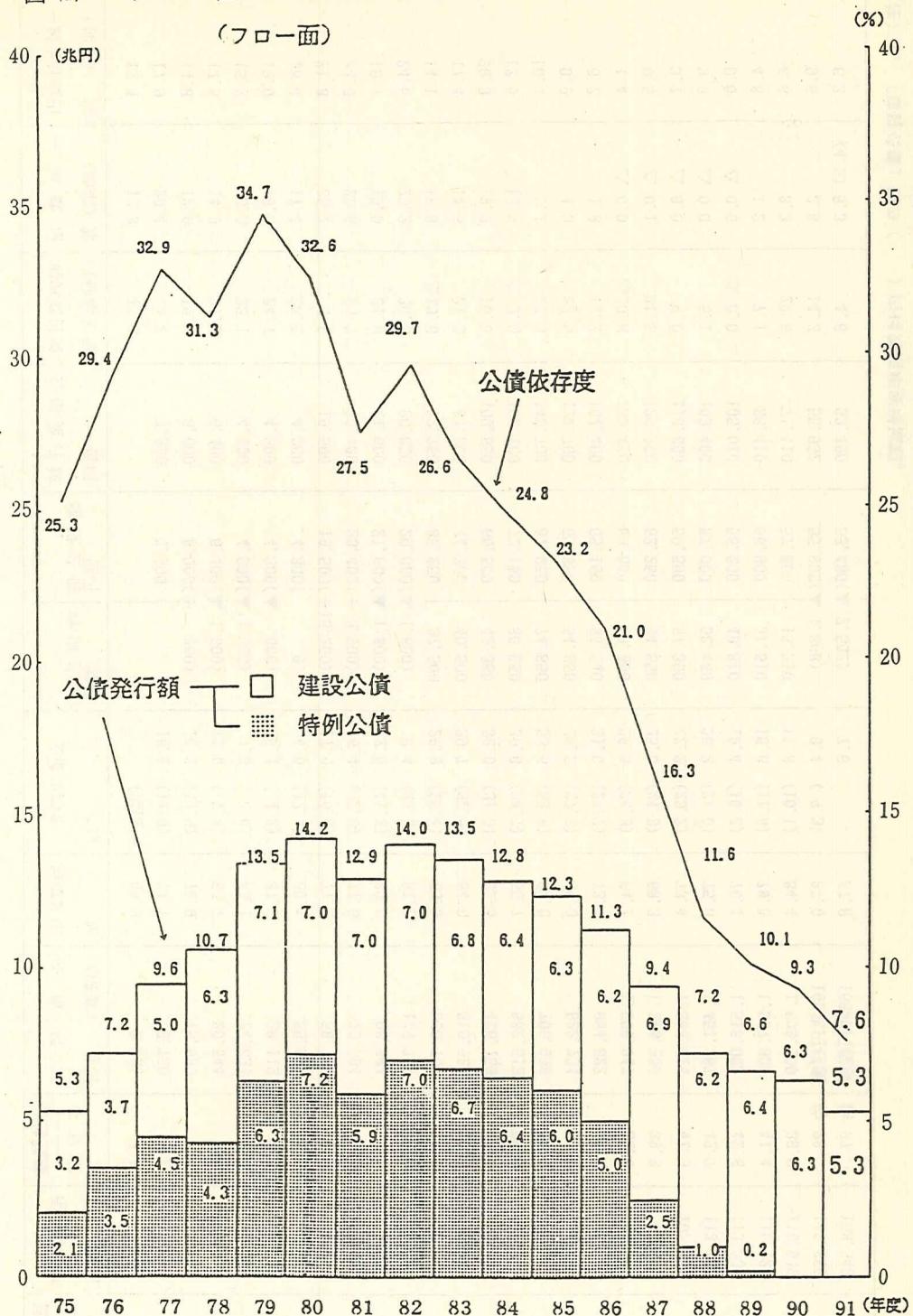
年 度	一般会計歳出 (伸び率) %	一般歳出 (伸び率) %	地方交付税 (伸び率) %	公債発行額 億円	建設公債 億円	特例公債 億円	公債依存度 %		税収比率 (決算) %	公債残高 億円	公債残高 G N P %	国債費 億円	国債費 一般合計 %
							(実績)	(予算)					
55	12.4	12.8	15.3	7,300	7,300	16.9 (14.9)	89.9	2,000	0.6	220	0.6	489	1.1
66	17.9	20.4	4.8	8,000	8,000(+ 700)	16.2 (13.9)	74.1	8,750	2.2				2.3
67	14.8	12.0	19.6	6,400	6,400(▲ 1,600)	11.0 (7.8)	76.9	15,950	3.5	1,153			3.5
68	17.5	14.9	21.6	4,900	4,900(▲ 1,500)	7.3 (6.0)	80.7	20,544	3.8	2,013			4.1
69	15.8	13.3	22.1	4,300	4,300(▲ 600)	5.4 (4.2)	85.1	24,634	3.8	2,788			3.4
70	18.0	16.9	24.7	4,300	4,300(▲ 600)	87.3	28,112	3.7	2,909				3.7
71	18.4	17.4	23.5	4,300	4,300(○ 0)	4.6 (12.4)	88.1	39,521	4.8	3,193			4.0
72	21.8	25.2	6.9	19,500	19,500(+ 15,200)	17.0 (16.3)	77.2	58,186	6.0	4,554			4.0
73	24.6	22.5	26.7	23,400	23,400(+ 3,900)	16.4 (12.0)	77.6	75,504	6.5	7,045			4.9
74	19.7	19.0	21.6	21,600	21,600(▲ 1,800)	12.6 (11.3)	80.5	96,584	7.0	8,622			5.0
75	24.5	23.2	30.3	20,000	20,000(▲ 1,600)	9.4 (25.3)	81.5	149,731	9.8	10,394			4.9
76	14.1	18.8	△13.6	72,750	35,250	37,500	29.9 (29.4)	63.9	220,767	12.9	16,647		
77	17.4	14.5	21.3	84,800	44,300	40,500	29.7 (32.9)	64.0	319,024	16.8	23,487		
78	20.3	19.2	16.8	109,850	60,500	49,350	32.0 (31.3)	62.5	426,158	20.4	32,227		
79	12.6	13.9	△ 2.0	152,700	72,150	80,550	39.6 (34.7)	55.7	562,513	25.0	40,784		
80	10.3	5.1	23.8	142,700	67,850	74,850	33.5 (32.6)	62.0	705,098	28.7	53,104		
81	9.9	4.3	23.5	122,700	67,850	54,850	26.2 (27.5)	69.0	822,734	31.6	66,542		
82	6.2	1.8	14.2	104,400	65,160	39,240	21.0 (29.7)	73.7	964,822	35.2	78,299		
83	1.4	△ 0.0	△20.8	133,450	63,650	69,800	26.5 (26.6)	64.1	1,096,947	38.4	81,925		
84	0.5	△ 0.1	21.5	126,800	62,250	64,550	25.0 (24.8)	68.3	1,216,936	39.8	91,551		
85	3.7	△ 0.0	9.0	116,800	59,500	57,300	22.2 (23.2)	73.4	1,344,314	41.3	102,241		
86	3.0	△ 0.0	5.1	109,460	57,000	52,460	20.2 (21.0)	75.0	1,451,267	42.7	113,195		
87	0.0	△ 0.0	7.1	105,010	55,200	49,810	19.4 (16.3)	76.1	1,518,093	42.6	113,335		
88	4.8	1.2	88,410	56,900	31,510	15.6 (11.6)	79.5	1,567,803	41.4	115,120			20.3
89	6.6	3.3	22.6	71,110	57,800	13,310	11.8 (10.1)	84.4	1,609,100	39.6	116,649		
90	9.6	3.8	14.3	55,932	55,932(▲ 1,868)	8.4 (9.3)	87.6	165兆円程度	約 38	142,886	21.6		
91	6.2	(4.9)	5.3	53,430	53,430(▲ 2,502)	7.6	87.8	168兆円程度	約 37	158,343	22.5		

(注) 1. 「建設公債」欄の()内は対前年度増減額。

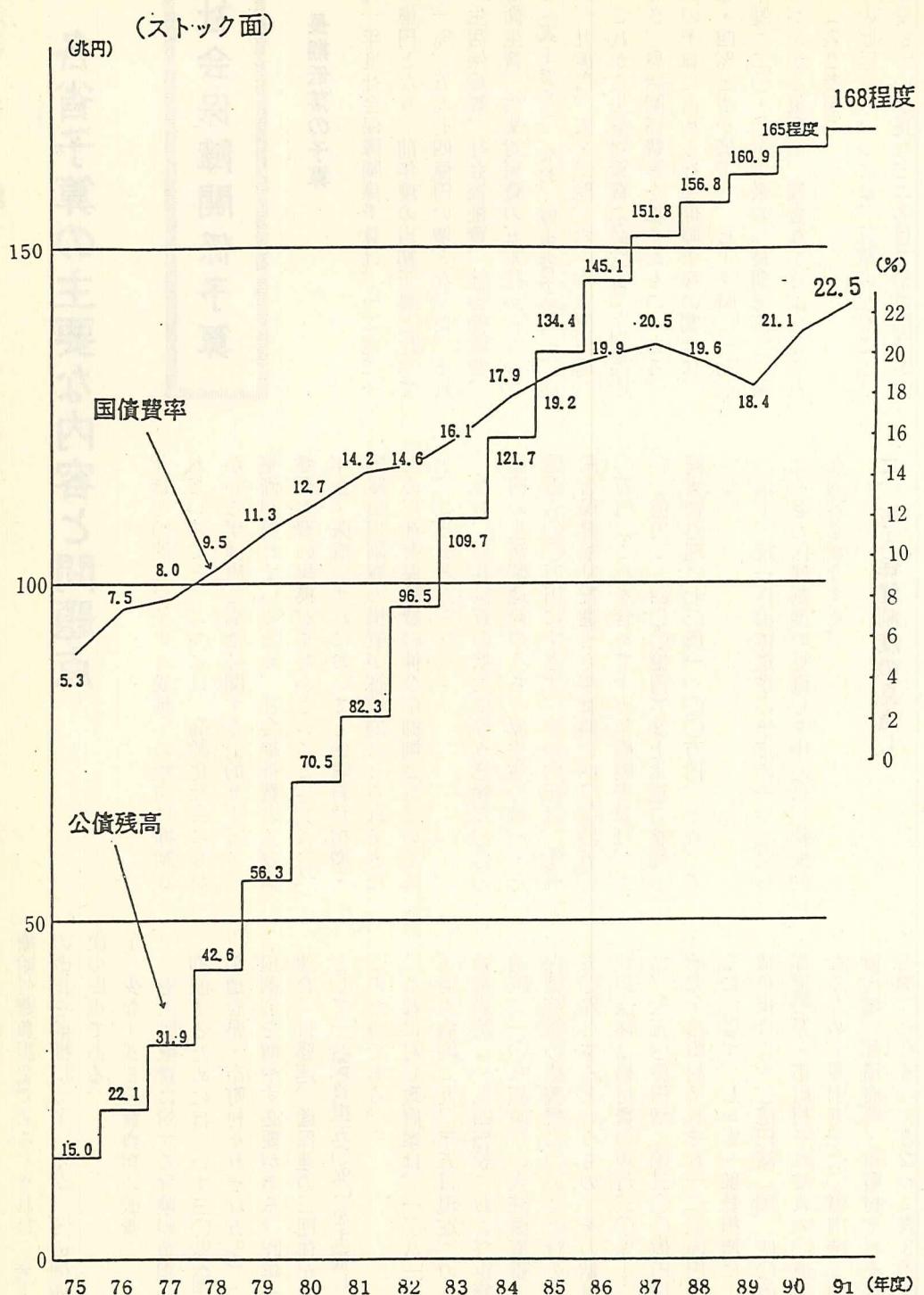
2. 「一般歳出」欄の91年度()内は給与改善予備費除きの伸び率。

3. 「公債依存度」欄の90年度()内は補正後の公債依存度。

図(1) わが国財政事情



(注) 89年度までは決算、90年度は補正後予算、91年度は当初予算。



(注) 89年度までは決算、90年度は補正後予算、91年度は当初予算。

各省予算の主要な内容と問題点

兆三二二億円となり、その九四%は老人医療給付費負担金である。それは、老人保健法の改正を前提にしているが、その問題点は、次の四点である。

① 少なすぎる公費負担の改善

年ほどの間“マイナス成長”的傾向に抑制されていること、二つには、高齢化社会にもかかわらず健康と福祉に関する公的サービスの整備が遅れているため、社会福祉費および保健衛生費の規模がまだ小さいこと、三つには、健衛生費の規模がまだ小さいこと、三つには、年金・医療いずれにおいても保険料負担増・国庫負担削減の措置が継続的にとられてきたため、社会保険費の伸びが抑制されていること、などが考えられる。

九一年度社会保障関係予算は、一二兆一二二億円となり、前年度の当初予算と比べて五・一%、五九七四億円の増となつた。それは、生活保護費、社会福祉費、社会保険費、保健衛生費、失業対策費の五本柱からなつてゐる（表1参照）。なお、厚生省予算（一二兆一八一九億円、五・三%、六一六六億円増）は、これから失業対策費（労働予算の項参照）を除き、恩給関係費等を加えたものである。国の予算に占める社会保障予算の割合は、一七・四%とやや低下し、ピーク時（一九七七年度）二〇・〇%以来の“長期低落”に歯止めがかかる気配は、残念ながらまだ見られない（表2参照）。

その原因是、一つには、行革のなかで「不適正受給」の是正などの名目で給付削減が図られた生活保護費と失業対策費が、この一〇

社会保障関係予算

一、長期低落の予算

なお、公共投資の拡大に伴う総額二〇〇〇億円の生活関連枠のうち、厚生省分は一三億五六〇〇万円にすぎず、その内訳は、①高齢者保健福祉推進十カ年戦略に四〇億四五〇〇万円（これを含めて十カ年戦略予算は、九〇〇億円→一四〇〇億円）、②上水道の整備と廃棄物処理に七三億一一〇〇万円、となつてゐる。

以下、統一自治体選挙の争点の一つと見られる老人保健制度の見直しを中心に、特徴的な内容を紹介する。

二、老人保健制度の見直し

老人保健対策費は、一兆二三六一億円→一

兆三二二億円となり、その九四%は老人医療給付費負担金である。それは、老人保健法の改正を前提にしているが、その問題点は、次の四点である。

① 少なすぎる公費負担の改善

老人医療費に対する保険料負担の高騰を抑制するためには、いま三〇%（国二〇%、都道府県・市町村それぞれ五%）の公費負担割合を増やす必要がある。昨年一二月に連合、日経連、健保連の三団体が共同意見として「公費負担五〇%」を主張したのも、このためである。

これに対し政府案は、一〇八一の特例許可老人病院（九〇年五月現在）のうち基準

看護病院（一九四施設）および定額制導入病院（一〇八施設）の入院医療費と、老人保健施設の療養費についてだけ公費負担を五〇%とするというもの。その結果、公費負担全体は給付費の現行三〇%→三一・二%、七五〇億円増（国五〇〇億円増、都道府県・市町村それぞれ一二五億円増）となるにすぎず、しかも一部負担増によつて公費負担は三六〇億円減（国二四〇億円減、都道府県・市町村それぞれ六〇億円減）となるため、差引き三九〇億円増（国二六〇億円増、都道府県・市町村それぞれ六五億円増）となるにすぎない（表3参照）。

て、医療保険の保険料負担はそれだけ軽減されるが、一部負担の増大による軽減分はこれより大きく、八二〇億円となる（同表参照）。

② 欠けている保険外負担への対応

患者の一部負担について政府案は、外來・一月当り八〇〇円→一〇〇〇円、入院・一日当り四〇〇円→八〇〇円、ただし低所得者の入院・一日当り三〇〇円（二カ月限度）については、据え置く。その財政効果は、一一八〇億円（表3参照）。そして、これら一部負担が今後も毎年医療費の5%程度（いま三・二%）になるような“医療費スライド”を導入するという。年金のように現金給付の完全自動物価スライドにはまだ合理性があるが、租税、社会保険料、一部負担金などについてはあくまでも「法定主義」を貫くべきである。

政府によれば、老人保健施設の利用料月約五万円、特別養護老人ホームの自己負担額平均約二万七〇〇円などと比較しても、老人の入院時負担月一万二〇〇円程度では安過ぎるという理由が強調されている。しかし、病院の場合、これらには見られない差額室料、付添い料、お世話料など法外あるいは保険外の負担が大きい事実を重視しなければならない。しかも、その実態さえ充分把握されない状態にある。たとえば、

差額徴収病床の割合は一〇・一%（八九年七月現在）、三人室以上での差額徴収が完全に解消されていないのは東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、徳島、佐賀の七都府県だけ（同）などと報告されているが、病院の“自由申告”による情報だけを頼って、患者サイドには聴かないという調査には疑問が多い。また、基準看護病院でさえ“お世話料”を取っている例が放置されているのも、

矛盾した事態である。

これら保険外負担を軽減・解消しないまま、法定内の負担についてのみ“バランス”を求めてみても、かえつて不公平を拡大することになりかねない。

③ 一元化されない訪問指導と訪問看護

現行老人保健法による「訪問指導」は、ねたきり等（四〇歳以上）の家族に対する看護・介護方法などに関する指導・助言である。これに対して政府案の「訪問看護」は、新たに六五歳以上の在宅ねたきり老人に対する訪問看護サービスを実施するもの。前者は原則として市町村の保健婦・看護婦により、後者は都道府県の指定する実施機関（市町村、医師会、看護協会、医療法人、社会福祉法人等）が設置する看護ス

が老人医療費（老人訪問看護療養費の支給、ただし実際の手続きは現物給付と同じにすると当局は説明）といった違いがある。

なお、現行診療報酬には訪問看護が点数化されており（一回三八〇〇円）、一般病院のおよそ一五%がこれを実施している（対象に制限なし）。しかし、訪問看護の専任看護婦の設置を条件にしていないため、ただでさえ看護力不足の病院に多くを期待するのは無理である。

また、八八年度から始まった訪問看護等在宅ケア総合推進モデル事業によつて、いま一七市区町で訪問看護が実施されており、政府案の訪問看護は、このモデル事業を“発展的に解消するもの”と説明されている。

しかし、市町村の責任で実施されているモデル事業が、その手を離れて都道府県知事の指導監督下に置かれることが、地域医療・地域福祉の観点から見て、発展といえるかどうか疑問である。

表4は、これら諸事業を対比したものだが、少なくとも老人保健法においては、訪問指導を含んだ訪問看護として一元化し、市町村の責任（義務実施）によって行われる公的サービスにすべきではないか。また、その対象については、法の性格から年齢による制限を設けざるをえないというならば、いまの訪問指導の対象である四〇歳以

上を対象とし、四〇歳以下に対しては、身体障害者福祉法等によつて同じく市町村が実施することとしてはどうか。

この場合、保険医療機関による訪問看護と並立することになるが、実際にはそれが当該病院・診療所を利用する患者へのサービスとして行われていること、しかもそれは医療機関の任意事業であることなどから、共存することに支障はないと思われる。

(4) 見送られた老人保健施設の見直し

老人保健施設は、特別養護老人ホームと並んで、『社会的入院』を減少させる受け皿としての機能を強化する必要がある。すなわち、医療よりも介護またはリハビリが重点となる患者の専用施設として、地域（小学校区または中学校区）の介護・リハビリセンターと呼べるものに拡充する方向である。また、九〇年の老人福祉法等八法改正の趣旨からすれば、その利用者について「六五歳以上」の年齢制限を外し、身体障害者など老人に限らず利用できるようにすべきである。

今回、政府はこれを見送つたが、その消極的な姿勢は国会でいま継続審査中の医療法改正案と関連していると考えられる。つまり、政府の医療法改正案は、三ヶ月を超える長期入院患者が一定割合以上入院している病棟を「療養型病床群」とし、看護職

員を患者六人に一人の低い水準にしようとしていることだ。この方針が徹底すると、まだ手が付けられない。

『社会的入院』はこの「療養型病床群」において滞留し、せっかく老人福祉法等八法改正で踏み出した地域医療・地域福祉の方向に逆行することになる。いいかえれば、「療養型病床群」が増えると特別養護老人ホームや老人保健施設という地域の受け皿をそれほど増やす必要がなくなるというわけだ。

なお老人保健施設数は、九〇年度の二五〇施設を二七五施設にするとともに、痴呆専門病棟の整備、大都市における複合・高層化の促進、社会保険病院二カ所への併設（これのみ厚生保険特別会計に計上）などで一〇〇億円が計上された（前年度八五億円）。

三、その他の特徴的な事項

① 高齢者保健福祉推進十カ年戦略の推進

（九〇〇億円→一四〇〇億円）

・ ホームヘルパー……補助対象数三万五九〇五→四万〇九〇五人（五〇〇〇人増）。その人件費補助単価は、介護中心の場合（年間）二四三万五九四五円→二五二万五三四四円、家事援助中心の場合（同）一六二万三九六三円→一六八万三五六二円（国はその二分の一を補助、以下

の項目も同じ）。抜本的な処遇改善には、

まだ手が付けられない。

・ ホームヘルパーにチーム方式を導入……基幹的なヘルパーとパートヘルパー等がチームを編成し、連携して業務を担う。対象は、初年度として五〇〇チーム。

・ ショートステイ……七六七四床→一万一六七四床（三八〇〇床増）

・ デイサービス……一七八〇カ所→二六三〇カ所（八五〇カ所増）

・ 特別養護老人ホーム……一七万二〇〇〇床→一八万二〇〇〇床（二万床増）

・ ケアハウス……一五〇〇人分→三〇〇〇人分（一五〇〇人分増）

・ 在宅介護支援センター……三〇〇カ所→七〇〇カ所（四〇〇カ所増）

・ 保健医療福祉マンパワーの確保
↓
・ 福祉人材情報センターおよび福祉人材バンク……各都道府県に福祉人材情報センターを設置し（初年度一五カ所）、その運営費の二分の一を補助する。福祉人材バンクは、その支所として、既存の高齢者能力開発センター（高齢者の就労斡旋事業）一〇一カ所）に併設する（九一年度、県庁所在地にあって福祉人材情報センターとなるものを除き九五カ所に設置）。

・ 看護職員の養成・確保（六五七億〇三

○○万円→七四二億〇一〇〇万円) ……

養成力の拡充、ナースバンクの充実、院

内保育の充実など従来施策の推進に加え

て、新たに看護の日（五月一二日）の設

定と行事、三〇四日間のリフレッシュ研

修会（県看護協会等の主催）への国・県

による助成などを行う。しかし、もつと

も重要な病院の看護職員配置基準の見直

しにはまったく手がつけられていない。

市町村保健婦の増員……常勤の場合三

九九三人→四四九三人、非常勤の場合五

二二五人→五五六一人。しかし、保健婦

ゼロ市町村が過疎地を中心依然として

一二〇前後もあること、市町村に就労し

ている保健婦の実数が八八年未（直近デ

ータ）すでに一万一〇三三人おり、九一

年度の国の予算定員をも上回っているこ

となどから、この程度の改善がどれだけ

の効果を持つものか、疑問である。

痴呆老人対策（六七二億四〇〇〇万円→

八五二億三三〇〇万円）

専門医療相談、鑑別診断、治療方針の整

備選定、老人性痴呆疾患センターなどの整

シヨーツステイ事業に痴呆性老人加算

制度を創設

老人性痴呆疾患療養病棟および老人保

健施設痴呆専門棟の整備

・ 脳血管性痴呆の発生予防および治療に関する調査研究の推進

④ 児童手当制度の見直し（二八四億八五〇

〇万円→二九〇億七六〇〇万円）

・ 支給対象の変更……九二年四月から、

三歳未満の第一子から支給に変更、ただ

し経過措置を設ける（現行は、義務教育

就学前の第二子以降）。一八歳未満が「児

童」であるにもかかわらず、政府案はま

すます後退して「乳幼児手当」にしてしまおうというものである。

・ 支給金額の倍増……第一子・第二子＝

月額五〇〇〇円、第三子以降＝一萬円（現

行は、第二子＝月額二十五〇〇円、第三子

以降＝五〇〇〇円）

・ 生活保護および年金の改善

・ 生活扶助基準の引上げ……標準三人世

帯（一級地の一）の改定率＝三・四%で

月額一四万〇六七四円→一四万五四五七

円。生活保護予算が、表1に見るよう

に、前年度比マイナス三・一%となつたのは、

申請窓口における受給要件の厳格なチエ

ックにより、事実上の給付制限をさらに

徹底しようとするものである。

・ 年金額の物価スライド……すべての年

金額は、完全自動物価スライドによって

九一年四月から三・二%（九〇年消費者

物価上昇率の見込み）改善する。その場

合、厚生年金（モデル年金＝三五年加入夫婦）一九万九九八三円→二〇万六二五〇円、老齢基礎年金五万六七七五円→五万八五五〇円、老齢福祉年金二万九五〇〇円→二万九九五八円。この結果、年金給付費国庫負担は三兆七三三三億七九〇〇万円→三兆四四〇九億八一〇〇万円に。

・ 国民年金基金の助成（〇→二うち億二三〇〇万円）……国民年金基金連合会、地域型国民年金基金、職能型国民年金基金の事務費の助成等を行う。

・ 年金積立金の自主運用枠の拡充（二兆八五〇〇億円→三兆一五〇〇億円）……

その内訳は、年金財源強化事業に二兆〇五〇〇億円、資金確保事業に一兆一〇〇〇億円。

・ 学生の国民年金強制加入……八九年の国民年金法改正によつて九一年四月から

学生も二〇歳以上であれば国民年金に強制加入されることとなつた。これに伴い、

本人に所得税が課税されているときは保

険料を免除しないこと、課税されていな

いときは親元と同居・別居を問わず、親

元世帯の各種控除後の所得が、学生の就

学形態に応じて定める基準額を下回る場

合、保険料を免除すること、などの措置

をとる。しかし、その基準額（収入ベー

ス)は、本人が親と同居している場合(国公立約六〇〇万円、私立約六八〇万円)と別居している場合(同じく六六〇万円、七四〇万円)とで約六〇万円の違いがあること、就職してから返済する猶予制度が導入されなかつたことなどに問題が残されている。

⑥ 医療保険制度の運営

高額療養費の自己負担限度額引上げ……医療保険制度全体に関わる事項としては、高額療養費の自己負担限度額を九一年五月から月に五万七〇〇〇円→六万円(低所得者三万一八〇〇円→三万三六〇〇円)に引き上げる。

⑦ 政管健保関係……八三五七億円→九〇一七億円

健保組合助成費……九七億円→一〇〇億六六〇〇万円

兆五四九〇億円

厚生省の組織改正

大臣官房老人保健福祉部に二課新設……老人福祉計画化(公的な老人福祉サービスを計画的に充実するため)、老人福祉振興課(シルバーサービスを行う民間事業者の健全育成・振興を図るため)の二課を新設する代りに、大臣官房参事官および老人福祉課を廃止する。

表2. 国の予算に占める
社会保障関係費の割合
(当初予算比)

1977年度	20.0%
80	19.3
81	18.9
82	18.3
83	18.1
84	18.4
85	18.2
86	18.2
87	18.7
88	18.3
89	18.0
90	17.5
91	17.4

表1. 91年度予算案における
社会保障関係費

1. 生活保護費	1兆0,741億円	-3.1%
2. 社会福祉費	2兆5,916	7.7
3. 社会保険費	7兆5,996	5.6
4. 保健衛生費	6,085	8.9
5. 失業対策費	3,384	-2.5
合 計	12兆2,122億円	5.1%

表3. 老人保健制度改正の財政影響
(平成3年度予算満年度ベース)
(単位: 億円)

事 項	合 計	国 庫	地 方	被用者保険	国民健康保険
一部負担 [外来 800円/月→1,000円/月 入院 400円/日→800円/日]	△ 1,180	△ 240	△ 120	△ 530	△ 290
公費負担		+ 500	+ 250		
		+ 750		△ 480	△ 270
合 計	△ 1,180	+ 260	+ 130	△ 1,010	△ 560
老人保健基盤安定化措置 〔特別保健福祉事業〕 〔一般会計〕		1,000 (900→1,000)		△ 1,000	
					△ 2,570

マンパワー対策担当企画官の新設……
保健医療福祉マンパワー確保について、
総合的な施策の企画・調整を行うため、
大臣官房政策課に置く。
医療計画推進指導官の新設……医療計
画の推進について企画・指導を行うため、
健康新規局計画課に置く。
児童環境づくり対策室の新設……子供
が健やかに生れ、育つための環境づくり
を総合的に推進するため、児童家庭局企
画課に置く。
廃棄物減量推進指導官の新設……廃棄
物の再資源化・再利用の徹底など、その

表4.

訪問看護等の比較

	実施主体	財源	サービス対象・内容
訪問指導 現行老人保健法 (83年2月施行)	市町村・義務(保健婦または看護婦)	一般財源 国3分の1	40才以上のねたきりまたはこれに準ずる者の家族への指導・助言
訪問看護A 現行診療報酬 (83年2月改定)	保健医療機関 任意(保健婦・看護婦・准看護婦)	医療費	対象に制限なし。 訪問看護サービス(1回 3,800円)
訪問看護B 予算補助事業 (88年度開始)	市町村・任意(同上) 90年度17市区町	一般財源 国10割	おおむね65才以上のねたきり等への訪問看護サービス
訪問看護C 老人保健法改正案 (92年4月施行) (同上 - OT, PT)	知事指定機関の設置する訪問看護ステーション・任意	老人医療費	65才以上のねたきりまたはこれに準ずる者への訪問看護サービス

注1: 訪問看護Bは、88年度開始の「訪問看護等在宅ケア総合推進モデル事業」である。

減量化対策を強力に推進するため、生活衛生局水道環境部環境整備課に置く。
麻薬対策企画官の新設……国内・外で増大が予想される麻薬問題を円滑に処理するため、薬務局麻薬課に置く。

労働省関係予算案の概要と特徴

一、一九九一年度(平成二年度)政府予算案のうち労働省所管分は、①一般会計四八六九億三五〇〇万円(対前年度予算比四五〇〇万円増)、職員人件費を除けば三六五六億六八〇〇万円で、三二億七四〇〇万円減)、②労働保険特別会計四兆九九八五億三〇〇万円(同三五三一億五四〇〇万円増)、③石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計・石炭勘定一八六億七三〇〇万円(同一七億六五〇〇万円減)、④総計五兆五〇四一億三八〇〇万円(同三五一四億三四〇〇万円増)——となっている。

二、一般会計は、労働省職員人件費(一二二二億六七〇〇万円、三三億一九〇〇万円増)と失業対策費(三三七一億三八〇〇万円、八六億二九〇〇万円減)とがほとんど(四五八五億〇五〇〇万円、九四・二%)を占めている。

三、一般会計のうち減額となつた主なものは、①雇用保険国庫負担金・求職者給付費(四四億二二〇〇万円減)、②職業転換対策事業費・就職促進手当(三六億一二〇〇万円減)、

③失業対策事業費(一五億六二〇〇万円減)、④職業転換対策事業費・職業転換訓練費負担金(五億七二〇〇万円減)——などである。

これららのうち、失業対策事業費の減については、年齢制限(六五歳線引き)等により九一年度(平成三年度)の吸収人員が前年度比二八〇〇人減の六二〇〇人とされていることが大きい。(表1参照)
求職者給付費や就職促進手当、職業転換訓練費負担金(訓練手当)の減は、「人手不足」の雇用・失業情勢を反映している。(一般求職者給付の受給者実人員、五七万四〇〇人→五四万九〇〇人。国庫負担分一六億四八〇〇万円減)

四、一般会計で、逆に増額となつた主なものには、職員人件費は別として、①職業転換対策事業費・高年齢者労働能力活用事業費等補助金のうちのシルバー人材センター運営費等補助金(七〇団体増設(四九五団体→五六五団体)するほか、新たに同センターの作業・研修施設として「シルバーワークプラザ」を五〇カ所新設し、一団体一〇〇〇万円を限度に助成する。計一三億七七〇〇万円増)、②失業対策事業費補助金のうちの失対引退者への特例給付金(八億六五〇〇万円増)、③ILO分担金(二七億四四

〇〇万円→三三億三三〇〇万円。五億八九〇〇万円増。そのうちODAにカウントされる分「一九・六%」は、五億三八〇〇万円→六億五三〇〇万円。一億一五〇〇万円増)。(④特定地域開発就労事業費(一億七三〇〇万円増。対象人員は三一〇〇人で変わらず)——などである。

失対引退者への特例給付金の増額は、失業対策事業の五年後終息問題がらみで、激変緩和措置として、特例給付金の額を五〇万円増額する(一五〇万円→二〇〇万円)とともに、六〇歳以下の自発的引退者には「九一、九二年度に限つて」さらに五〇万円上積みする(計二五〇万円)こととしたため。ILO分担金の増額はレート変更(一ESIS・フラン=八四円→一〇三円)によるもので、日本の分担率(一一・三%)は変わらない。

なお、職員人件費増は、昨年夏の人事院

勧告(①平均一万〇七二八円〔三・六七%〕の給与引上げ、②一時金の〇・二カ月分増額及び役職別傾斜配分措置)の完全実施によるもの。来年度予算案ではさらに、給与改善予備費(一・五%アップ分)が計上されているが、昭和六〇年度以来六年ぶりのことである。

五、労働保険特別会計の増額は、好景気を反映して①賃金引上げ、及び②雇用(加入者)

増が見込まれることに伴う保険料収入増のほか、③労働(労災)保険料率が高い公共事業の伸びも反映している。

なお、石炭勘定については、産炭地域開発就労事業費補助金は吸收人員が前年度と同じ二九四〇人で二億四〇〇万円の増だが、炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金は吸收人員が一六〇人減員され(八八〇人→七二〇人)、四億六四〇〇万円の減となっているほか、炭鉱離職者就職促進手当が九億九三〇〇万円の減となっている。(表1 参照)

(季節労働者関係の各種助成金については、表2を参照)

六、新規施策の主なものを列挙すれば、別掲

のとおりである。

労働時間短縮対策や高齢者雇用対策、地域雇用対策などのほか、景気が持続的拡大を続ける中で中小企業の労働力不足問題が深刻化しているという労働力需給情勢を反映して、中小企業の労働力確保対策や女子労働者の就業支援対策に重点が置かれていく。

題点は、一向に改善されていないだけではなく、平成三年度予算案において、そうした傾向・問題性はさらに強まっている。

例えば、①労働省関係予算全体に占める労働保険特別会計の割合は九〇・八%(前年度予算では九〇・二%)にものぼつており、②労働省職員人件費のうち一万〇五八人分、約七七四億〇五〇〇万円が労働保険特別会計の負担とされている(前年度は一万〇五三二人分、約七四二億七〇〇〇万円)が、これは労働省職員全体(二万四八

国際協力の推進(東欧における労働問題関連協力事業、及び、人事・労務管理者育成事業)、②東欧諸国との労働交流・調査研究事業、等の新規施策が盛り込まれているのが目立つ。

二、予算案の主要な問題点

一、一般会計の縮小化と労働保険特別会計への依存の深化

①労働省独自財源(一般会計)が年々縮小し、それに伴つて、労働省の施策がますます労働保険特別会計(労災保険及び雇用保険)への依存を深めていること、このため、②本来一般会計が負担すべき労働省職員人件費や施設整備費、事務費等の多くが、労働保険特別会計の負担とされていること

一など、労働省関係予算の最も基本的な問題点は、一向に改善されていないだけではなく、平成三年度予算案において、そうした傾向・問題性はさらに強まっている。

八七人) の四二・四%、人件費全体(約二〇二五億九八〇〇万円) の三八・二%にあたる(前年度はそれぞれ四二・三%、三分、一億三八〇〇万円を負担)。

また、別掲したような新たな施策は、そのほとんどが労働保険特別会計によるものである。

二、労働時間短縮対策について

自民党政は、三年前の五月、「世界とともに生きる日本—経済運営五カ年計画」を閣議決定したが、この中で労働時間については、「おおむね計画期間(一九八八～九二年度)中に週四〇時間労働制の実現を期し、年間総労働時間を計画期間中に、一八八〇時間に向けての限り短縮する」との目標が掲げられた。これは年平均六〇時間程度の労働時間短縮を意味しているが、労働省の資料でその後の推移をみると、一九八七年度には二二〇時間であった年間総労働時間が八九年度には二〇七六時間と、この二年間で四四時間、つまり年平均二二時間の短縮(三分の一のペース)にとどまっている。(これは事業所規模三〇人以上についての数値で、国際比較で使用されている事業所規模五人以上・製造業生産労働者の数値をみると、一九八六年度が二一五〇時間であつたのに対し、八九年度は二一五九時

間で、この三年間で全く改善されていないのが実態である。)

①所定労働時間の短縮・週休二日制の導入については幾分進んではいるものの、②所定時間外労働が相変わらず多く、その改善が遅れていること、③年次有給休暇についても、相変わらずその付与日数が少ないだけでなく、取得率も低い今まで、その改善が遅れていること等の問題点が指摘される。

政府・労働省は、昨年一二月一八日に、ことし四月から週法定労働時間を四四時間とする等の改正政令を公布するとともに、一九九一年度政府予算案では、①中小企業時短促進援助事業の創設、②主要産業分野の業界団体による労働時間短縮促進経費、③連続休暇取得促進事業の創設—等の新規施策費のほか、④所定外労働時間短縮促進要綱の策定のための費用(専門家会議の開催)も計上している。これらの施策が全く効果がないとは言えないが、しかし、このような従来の手法では経済計画の目標を達成できないことは明らかである。

経済計画は期間半ばを過ぎており、また、改正労働基準法は施行三年後、つまり九一年四月以降に見直しが行われることになつていて(改正法附則第七条)のだから、政府としてもこの際、九三年四月から、完全

週休二日制・週四〇時間労働制を(学校五日制とともに)実施し、併せて時間外・休日労働の制限や年次有給休暇付与日数の増加等の法的措置を講ずることを真剣に検討するよう迫っていく必要がある。

三、高齢者雇用対策について

五年前(第一〇四回国会)に、中高年齢者雇用促進法を改正(その際、法律の名称も高齢者雇用安定法に改題)し、事業主に対する「一定年が六〇歳を下回らないように」(第四条)するという努力義務を負わせたのに加えて、昨年六月には、定年到達者の六五歳までの再雇用努力義務を事業主に負わせるという同法改正が行われた(第四条の五、九〇年一〇月施行)。

来年度予算案では、別掲のように、①高年齢者雇用推進に向けた国民的コンセンサス促進、②高年齢者地域雇用開発事業(仮称)の創設、③シルバー人材センター作業・研修施設(シルバーワークプラザ)の新設—などの新規施策が盛り込まれている。

六五歳までの再雇用努力義務が法律に規定されたことは意義のあることで、社会党もこの改正には賛成した。しかし、現実には、高齢者雇用安定法第四条の規定にもかわらず、定年年齢を六〇歳未満としている企業が依然として四割近く(三八・二%)もあり、五五歳以下の定年制の企業も二割

強〔五五歳二〇・七%、五五歳未満〇・五%、計三八・二%〕残っている。

社会党としては、六〇歳未満定年制については法律で禁止し、さらに六五歳までの定年年齢の引上げ等により高齢者の雇用確保を図る必要があると主張しているが、労働省は従来、同法には事業主が六〇歳未満定年制を自主的に改めない場合の労働大臣の勧告、公表等の実効性確保のための規定もあると応じてきた経緯がある。従つて、六五歳までの雇用促進を図る一方、長年来の懸案である六〇歳未満の雇用保障問題について、六〇歳未満定年制禁止を主張しつつも、当面はこれらの諸規定の運用状況を厳しく監視する必要がある。

四、育児・介護休業制度の確立等、職業生活

と家庭生活との調和対策について

育児休業制度については、昨年一二月七日の参院社会労働委員会・育児休業制度検討小委員会における与野党合意に基づき、政府・労働省は現在、法案の作成作業を進めている〔社会新報〕一一月二六日号参照〕が、これに対応する形で、来年度予算案には、中小企業への援助策として「中小企業集団における仕事と育児支援トータルプラン事業の実施」が盛り込まれている。

また、労働力需給がひつ迫しているのを反映して、①レディス・ハローワーク事業

の創設、②女子再就職準備サービス事業の創設、③働く女性のための就業支援事業の創設、④都道府県立職業訓練校における婦人訓練の特別コース（能力再開発訓練短期課程）の実施、⑤介護労働者の育成事業の拡充（介護労働体験実習の導入）――等の女子労働者の就業援助に関する新規施策が盛り込まれている。このうち「レディス・ハローワーク事業」は、今後、主要政令指定都市において、女子潜在労働力の掘り起こしとその需給調整を専門に取り扱う公共職業安定所（レディス・ハローワーク）を新設（三年度は東京と大阪に設置）しようといふものだが、「女子労働者専門の公共職業安定所」の設置は、男女雇用平等の観点から問題が残る。

職業生活と家庭生活とを両立させ得るようには、労働時間の短縮はもちろん、育児休業制度のほか家族の看護・介護のための休暇制度も必要であり、育児休業の法制化に続き介護休暇の法制化についても、政府・労働省の積極姿勢を要求していく必要がある。また、既婚女子の多いパートタイム労働者の雇用安定と労働条件の改善を図り、良好な就労機会としてのパートタイム労働を保障するとともに、育児や介護等の家族的責任を有する労働者に対して、一定期間、パートタイム就労を認めるよう

することも必要である。労働省は相変わらず、パートタイム労働立法に動く気配はないが、従来のような行政指導では解決しない問題であり、引き続きパートタイム労働立法について強く迫っていかなければならぬ。

なお、パートタイム労働者については、昨年六月の中小企業退職金共済法の改正でパートタイム労働者（短時間労働被共済者）の掛金月額の最低額に特例が設けられたこと（こどし四月一日施行）に対応して、「中小企業退職金共済制度におけるパートタイム労働者追加加入掛金助成」が計上されている。

五、行政執行体制の後退

労働省職員の定員は、計画削減分が前年度比三二一人に対し、定員増員が同じく三〇四人で、結局一七人の減（一般会計負担分は四三人減、特別会計負担分二六人増）となっている。旧国鉄「余剰」人員の雇用対策がらみで昭和六三年度は二〇年ぶりに増員（一九人）となり、平成元年度も引き続き増員（二五人）となつたが、二年一度予算では再び減員（二人）に転じ、三年度予算では一七人の減員となつてしまつた。このため、労働基準監督官等、労働行政の基本的な任務の遂行に必要な第一線職員がきわめて不足している状況に変わりはない

どうか、悪化することになった（表3参照）。

六 予算関連法案について

第一二〇回通常国会への提出が予定されている法案は、①勤労者財産形成促進改正案、②地域雇用開発等促進法改正案、③中小企業労働力確保法案、④「育児休業法案」の一の四本で、このうち前三本が予算関連法案とされている。

勤労者財産形成促進法改正案は、大都市圏における勤労者の持家取得の困難化、高齢化の進展に伴う退職後の生活資金ニーズの多様化、教育資金の高額化等に対応して、①共同社宅用住宅融資制度の創設、②退職後居住型住宅融資制度の創設、③貸付限度額の改善、承継償還（親子リレー償還）の採用等の財形持家融資に係る融資条件の改善、④財形進学融資制度の財形教育融資制度への拡充、⑤財形年金貯蓄の年金支払方法の弾力化、⑥年齢要件の撤廃等一般財形貯蓄の改善、⑦対象労働者の資格要件の緩和等財形給付金・基金制度の改善等の措置を講じようとするもの。（勤労者財産形成審議会の「勤労者財産形成促進制度の改善について」の建議（昨年一二月一八日）を踏まえて、法案作成中）

地域雇用開発等促進法改正案は、地域の活性化、多極分散型の国土形成等国土の均

衡ある発展に資するため、人口等の一定の集積及び量的な意味での雇用機会はあるが、魅力ある雇用機会が不足していること等により若年者を中心とする労働力の流出が著しい等の要件を備えた地域について、当該地域を勤労者にとって魅力ある地域とするため、都道府県が関係市町村と協議の上計画（地域雇用環境整備計画）を策定して取り組む場合に、当該地域を「雇用環境整備地域」に指定して、①魅力ある雇用機会としてのモデル性を有する事業に対する助成（雇用構造改善モデルプロジェクト推進事業）、②雇用促進事業団による勤労者福祉施設の設置、③雇用環境の整備を目的とする基金制度の設立促進等の施策を講じようとするもの。（中央職業安定審議会の「魅力ある雇用機会づくり等総合的な地域雇用対策の確立について」の建議（一月一七日）を踏まえて、法案作成中）

「中小企業労働力確保法案」は労働・通商産業両省共管。今後、労働力人口の伸びが鈍化し、基本的には労働力不足基調が続くと見込まれる中で、わが国経済社会の均衡のとれた発展に資するため、中小企業の労働条件を改善する等により中小企業が必要な労働力を確保できるようにするための施策を講じようとするもので、その基本的な内容は、国が労働時間等労働条件、作業施設等職場環境、福利厚生等に関する改善・充実の基本方向を示し（指針の策定）、これに沿って具体的な計画を定めて取り組む中小企業団体及びその構成企業に對して、助成・支援しようというものである。（労働省・中央職業安定審議会の「中小企業における労働力確保・定着及びその施策の方について」の答申（一月二一八日）を踏まえて、法案作成中）

「育児休業法案」は、昨年一二月七日の参議院社会労働委員会育児休業制度検討小委員会において、一定の条件を付けて政府・労働省に育児休業法案の立案に当たらせることで与野党が合意したのを受けて、労働省が立案作業を進めているもの。労働省は昨年一二月一四日、婦人少年問題審議会に対して育児休業法制度の検討を要請。現在、同審議会の婦人部会で検討が行われている。（①労働者に請求権を認める、②男女全労働者を対象とする、③対象期間は子が一歳に達するまでとするなどでは与野党の意見が一致しており、政府の立案作業では、④罰則、不利益取扱いの禁止等の実効確保措置、⑤休業中の所得保障措置、⑥中小企業への配慮措置など与野党の意見が一致しなかつた点がどのように扱われるかが焦点）。

平成三年度労働省関係予算案 における主な新規施策

中小企業労働力確保等対策関係

- 中小企業雇用環境整備特別奨励金(仮称)
の創設(七億〇五〇〇万円。雇用勘定)
- 中小企業における労働力の確保及び定着
のための労働時間短縮等援助経費(一一〇
〇万円。労災勘定)

*上記二項は「中小企業労働力確保法案」
関係

高齢者雇用対策関係

- 高年齢者雇用推進に向けた国民的コンセ
ンサス促進費(二〇〇万円。一般会計)
- 「高年齢者雇用推進国民会議」(仮称)の
開催等。
- シルバー人材センター作業・研修施設(シ
ルバーワークプラザ)の新設(五億円。一
般会計)

労働時間短縮・余暇対策関係

- 中小企業時短促進援助事業の創設(一
億五一〇〇万円。労災勘定)
- (社)全国労働基準関係団体連合会に委託。

地域雇用対策関係

- 地域雇用環境整備計画(仮称)策定援助
事業費(四七〇〇万円。雇用勘定・中小企
業福祉事業費等補助金)
- 雇用構造改善モデルプロジェクト推進事
業(仮称)の創設(二五〇〇万円。雇用勘
定)
- 雇用構造改善促進助成金(予算枠として
一応、二〇〇〇万円を計上)の支給等。
- 地域雇用環境整備委託事業費(三四〇〇
万円。雇用勘定)
- 「地域雇用環境整備協会」(仮称)に委託。
- 地域雇用環境整備基金(仮称)造成補
助事業費(四億円。雇用勘定)
- 「地域雇用環境整備協会」(仮称)に設置。

*上記四項は、いすれも地域雇用開発等促
進法改正関係。

建設労働対策関係

- 都道府県立職業訓練校における婦人訓練
の特別コース(能力再開発訓練短期課程)
の実施(五〇〇〇万円。雇用勘定)
- 介護労働者の育成事業の拡充(介護労働
進事業助成金(第四種)の新設、六〇〇〇

体験実習の導入)(二億三三一〇〇万円→二億
六六〇〇万円。雇用勘定)

—(社)全国民営職業紹介事業協会に委託。

- 主要産業分野の業界団体による労働時間
短縮促進経費(三〇〇万円。労災勘定)
- 「業界別労働時間短縮推進懇談会」(仮称)
の開催等。
- 連続休暇取得促進事業の創設(一四〇〇
万円。労災勘定)
- (社)全国労働基準関係団体連合会に委託。
- 所定外労働時間短縮促進要綱の策定(八
〇〇万円。労災勘定)
- ゆとり創造社会の実現に向けての専門家
会議を開催。
- タイム労働者追加加入掛金助成(八九〇〇
万円。雇用勘定)

- 万円。雇用勘定)

—(社)全国民営職業紹介事業協会に委託。

- 退職後居住型住宅融資制度の創設

- 専門工事業者団体による共同福祉事業の推進 (雇用改善推進事業助成金 (第三種) の新設、六〇〇〇万円。雇用勘定)
- 若年建設技能労働者育成事業 (若年技能労働者育成事業助成金の新設、八五〇〇万円。雇用勘定)
- 重層下請構造に係る建設業安全検討経費 (二四〇〇万円。労災勘定)
- 重層下請構造検討委員会を設置。建設業労働災害防止協会に委託。

- 外国人職業訓練アドバイザーの設置 (一〇〇万円→一五〇〇万円。雇用勘定)

※上記二項は労働者財産形成促進法改正関係置 (一五億円)。

- 東欧諸国に対する国際協力の推進 (四五〇〇万円。一般会計)
 - ① 東欧における労働問題関連協力事業 (二四〇〇万円)、
 - ② 人事・労務管理者育成事業 (二二〇〇万円)
- 高校中途退学者就業対策事業の実施 (三〇〇万円。雇用勘定)

- 労働力不足基調経済への移行に伴う人材育成に関する研究 (一六〇〇万円。雇用勘定)

○ 産業別の雇用構造改善対策に関する調査研究の実施 (一五〇〇万円。雇用勘定)

- 企業グループの労務管理に果たす役割等に関する調査研究 (九〇〇万円。労災勘定)
- 学識経験者による「企業グループ労務管理研究会」(仮称)を設置。(社)全国労働基準関係団体連合会に委託。

- * なお、「中小企業人材育成事業助成金」について、従来の高度化・高付加価値化に対応した人材育成を行う団体に加えて、建設業における認定職業訓練等職業能力開発実施のための準備活動を行う団体に対しても、新たな助成対象とすることとしている。(三億円→三億一〇〇〇万円。雇用勘定)

- 東欧諸国との労働交流・調査研究事業 (四八〇〇万円。雇用勘定)
- 日本労働研究機構が補助事業として実施。
- 外国人研修指導、援助事業の実施 (一億二二〇〇万円。一般会計)
 - 外国人研修生の適切な受入れのため新たに設置される予定の財團法人を通じて実施。

- 国際基準に基づき事業主が行う危険有害表示制度の検討 (三〇〇〇万円。労災勘定)
- 中央労働災害防止協会に委託。
- 林業振動障害者職業復帰促進事業特別奨励金制度の創設 (三六〇〇万円。労災勘定)
- 在宅被災労働者に対する介護者の紹介・養成事業経費 (二一〇〇万円。労災勘定)

《労働安全衛生対策関係》

- 日系二世等の就労適正化対策の実施 (三五〇〇万円。一般会計)
- その他

○ 共同社宅用住宅融資制度の創設
—調達金利で融資。前年度計画と同額の財形融資貸付金 (三〇〇〇億円) の中に設置 (二一〇〇億円)。

《海外協力関係》

- 調達金利で融資。前年度計画と同額の財形融資貸付金 (三〇〇〇億円) の中に設置 (一五億円)。

表1. 失業対策事業費等の概要（高齢・障害者対策部関係）

区分	2年度予算額	3年度予定額	対前年度比較 増(△)減額	対前年度 比率	備考
(一般会計)	百万円	百万円	百万円	%	[3年度予定] (2'予算)
失業対策事業費補助金	14,524	12,962	△ 1,562	89.2	・年齢要件 3.4.1以降65歳未満の者を紹介対象者とする。
1. 基本事業費	8,892	6,313	△ 2,579		・吸収人員 6,200人 (9,000人)
					・労力費 3.5%up (3.2%up)
2. 生活相談員設置費	323	308	△ 15		・生活相談員数 500人 (550人)
3. 特例給付金	3,316	4,181	865		・特例給付金 対象人員 4,422人 (4,114人) 単価 2,000千円(1,500千円)
4. 夏季年末対策費	974	683	△ 291		・支給日数 32.5日 (32.5日)
5. その他	1,019	1,477	458		
特定地域開発就労事業費補助金	6,158	6,331	173	102.8	・対象人員 3,100人 (3,100人) ・事業費単価 13,730円(13,330円) (労力費3.5%up)
職業転換対策事業費					
1. 失効引退者団体委託援助事業	1,297	1,344	47	103.6	・対象人員 6,364人 (6,298人)
2. その他	11,546	12,930	1,384	112.0	・シルバー人材センター 565団体 (495団体)
計	33,525	33,567	42	100.1	
(石炭勘定)					
炭鉱離職者緊急就労対策事業費等補助金	3,235	2,771	△ 464	85.7	・吸収人員 720人 (880人) ・事業費単価 13,700円(13,270円) (労力費3.5%up) ・特例給付金 対象人員 171人 (172人) 単価 1,500千円(1,500千円)
産炭地域開発就労事業費補助金	9,678	9,918	240	102.5	・吸収人員 2,940人 (2,940人) ・事業費単価 18,580円(18,130円) (労力費3.5%up)
その他	7,525	5,984	△ 1,541	79.5	・炭鉱離職者就職促進手当 4,008百万円(5,001百万円)
計	20,438	18,673	△ 1,765	91.4	

表2. 平成3年度季節労働者対策関係予算（案）

区分	2年度当初予算	3年度予算案	比較増(△)減	備考
1、通年雇用奨励金	6,144,273千円	8,568,744千円	2,424,471千円	平均335千円→442千円 冬期支払資金の1/2（限度額47万円）
2、冬期雇用安定奨励金	10,040,760千円	11,239,125千円	1,198,365千円	平均162千円→215千円 (ただし、2年度対象分) 冬期就労30日以上の支給対象者に対し、事業主が支払った賃金の1/2（50日分を限度）
3、冬期技能講習助成給付金 (1) 冬期技能講習助成金 イ、冬期技能講習費 ロ、冬期技能講習委託費	3,864,951千円 475,523千円 394,280千円 81,243千円	4,075,200千円 607,514千円 397,698千円 209,816千円	210,249千円 131,991千円 3,418千円 128,573千円	技能講習費 @11,400円→11,700円 技能講習委託費……委託に要する実費助成 平均16,200円→30,000円 受講給付金 @98,000円→102,000円
(2) 冬期技能講習受講給付金	3,389,428千円	3,467,686千円	78,258千円	
4、通年雇用設備融資	(100,000千円)	(100,000千円)	(一)	
計	20,049,984千円 (100,000千円)	23,883,069千円 (100,000千円)	3,833,085千円 (一)	

(注)1、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金の両制度は、平成3年度までの暫定措置である。

2、通年雇用奨励金、冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金の3制度は、いずれも労働保険特別会計雇用勘定による。

3、()内の額は、財政投融资額で外数。

表3. 労働基準監督署等の職員定数

	平成2年度予算			平成3年度予算案			増減(△)		
	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計
労働基準監督署	人 2,678	人 2,376	人 5,054	人 2,665	人 2,385	人 5,050	△13	人 9	人 △4
都道府県婦人少年室	204	0	204	206	0	206	2	0	2
公共職業安定所	8,345	4,487	12,832	8,310	4,489	12,799	△35	2	△33
中央労働委員会	122	0	122	120	0	120	△2	0	△2

二、一九九一年度予算の概要と特徴

八%増のODA予算がマスコミで華々しく報じられるが、このODA予算は各省の予算に含まれる開発援助費の合計にすぎない。従つて、ODA予算が伸びれば伸びるほど国民のための文教予算は減少する。社会党は、文教予算をきちんと確保するためにも、国民にもつと分かりやすくするためにも、ODA予算を文教予算から分離するよう求めてきた。しかし九一年度予算案でも従来方式が継続されており、遺憾と言わざるをえない。

一、分かりにくい文教予算

国民にとって文教予算というのは非常に分かりにくい。予算書に書かれ、マスコミを通じて報じられるのは「文教・科学振興予算」で、九一年度は「五兆三九〇〇億円」、前年度より五・五%の増ということになつていて。しかし、この中には科学技術庁の予算や、各省庁が所管する国立研究所予算が含まれており、純粋な文教予算は文部省が所管する「五兆〇五五九億円」に限られている。これは対前年度比で五・三六%の増にすぎない。

文教関係予算

① 大都市部の過大規模校の分離、学校図書館への専任職員の配置、学校食堂の建設と自校調理方式による選択メニューの実現、大学・高校の授業料の値上げ抑制、私学助成や奨学金の拡充、国民の文化・スポーツ要求の実現、遺跡の保存など、文教の課題はあまりにも多い。

このため社会党は、文教予算は政府予算の一〇%程度として安定的に確保する必要を訴えてきた。しかしこの比率は、一九八〇年を最後に一〇%を割り込み、以後毎年低下し、ついに七・一九%にまで落ちこむことになった。抜本的な対策が必要である。

② 概算要求に一〇〇〇億円の「生活関連枠」が設けられた理由は、従来の「公共投資」の考え方では文教関係費などが含まれないからであった。しかし実際に文教予算に配分された生活関連枠は七五億四二〇〇万円（三・七七%）に過ぎず、文教予算の比率を引き下げる原因の一つとなつていて。この構造が向こう一〇年間も続けば、文教予算はいつそう抑制されることになる。道路や鉄道などのハード重視から文化・スポーツ・教育などのソフト重視へ、生活関連枠の発想の転換が求められている。

③ 每年、文教予算に占める人件費の比率の増加が指摘されるが、今回も〇・七七ポイ

ント増加した。文教予算のうちの人件費は三兆九六八五億円（七八・四九%）にも達し、物件費は一兆〇八七四億円（二一・五%）に過ぎない。「教育は人なり」という人の比率の高い分野ではあるが、あまりにも異常な事態である。

人件費には自然増があるから、人件費を含む額にシーリングの網をかける方式で予算編成を行えば当然人件費の比率が高まるざるをえない。親の教育負担の軽減、私学助成の改善、学校施設の改善など、ポリシーを明確にした予算編成への転換が求められる。

三、主要課題の問題点

① 懸念されていた義務教育第五次（高校第四次）定数改善計画が完全達成されること

なり、義務教育の四〇人学級（高校は四五人学級）が実現することとなつた。文教予算の上では久々の朗報である。しかし先進諸国の中規模の常識は一〇～三〇人であり、日本の教育がそれに追いつくには一段の努力が必要となる。義務教育第六次（高校第五次）定数改善計画に早急に着手することが次の課題となるであろう。

② 公立学校施設費は、「生活関連枠」の補充もあり二二二八億円と四二億円の増となつたが、文教予算に占める割合は四・五%と前年度より〇・五ポイントの減となつた。大都市部での用地取得難、第一次ベビーブーム期の学校施設の更新時期など、本来需要の高い部門でありながら一貫して人件費のしわ寄せを受けており、「生活関連枠」の活用等、抜本的な対策が求められている。

なお、文部省が栄養職員・事務職員を基幹職員として認定しているにもかかわらず、義務教育費国庫負担の対象とすること

から除外しようとする大蔵省の言動が七年続いている。このような発想は学校教育を歪めるものであり、大蔵省は教育への過剰介入を自肅すべきである。

③ 幼稚園就園奨励費補助が三歳児までに拡大されることになり、補助金総額は一三一億円と前年度より〇・七%の増となつた。

これにより三歳児では親の年収が五二九万円以下の世帯（五〇%）、四歳児では五四二・一万円以下の世帯（五三%）、五歳児では五五六万円以下の世帯（五六%）で補助金が受けられるようになる。しかし、この就園奨励費補助は、幼児数の激減に伴う私立幼稚園の経営補助の性格が強い。「公立幼稚園に三歳児を受け入れて欲しい」という親の声にも、もっと配慮されねばならないであろう。

④ 私学助成予算は、例年のとおり内示で五%のカット、自民党が陳情を受けて回復と

いう茶番劇を繰り返した。この結果は、大學への助成額は二五六〇億円（一・五五%増、高校は七九九億円（一・九六%増）となり、私学の「経常費の五〇%助成」をめざす国会決議から一層遠のくこととなつた。

私学関係者は自民党本部で総会を開くなど、しきりに自民党を気にしているが、私学助成法がある以上「私学助成をなくす」ということはできないので、わずか五%で自民党に魂を売り渡す必要はないであろう。そろそろ五%を返上して、自民党と決別してみる勇気を持つべき時期にきてゐるのではないか。その決意なしには私学助成は低落傾向を脱することはできないと考えられる。

⑤ 大学が集中している都市における生活

は、住宅費の急上昇などで学生に負担を強いている。しかるに高校生の奨学金はわずかに一〇〇〇円の増。大学生の奨学金は三〇〇〇円の増にとどまり、貸与対象人の数の改定は行われなかつた。奨学金制度の抜本的見なおしが急がれている。とりわけ大学院生の場合は、年齢も高く、家族を養育している場合が少なくない現状にかんがみ、生活給的な給費が構想されるべきであろう。教育がマス・プロ化している現状は歪めないが、國家有為な人材育成という要素も持つてることにも配慮し、若手研

究者が安心して学問・研究に専念できる環境を整備すべきである。

⑥ 昨年発足した芸術文化振興基金が、芸術文化の振興のためには不十分なものであることは、社会党が指摘したとおりである。

文部省もこのことを認め、概算要求で五億円の追加出資を求めていた。しかしこの要求は実現できなかつた。社会党は、本気で芸術文化振興基金を構想するなら、音楽議員連盟が主張するように三〇〇〇億円程度の基金が必要であると考える。にもかかわらず、民間出資も含めてわずか六〇〇億円の基金では、なにぶんのことができるであろうか。この抜本的な拡充は不可欠と言わねばならない。

⑦ スポーツ関係予算は総じて対前年度比の伸びが低いものとなつた。これは、九〇年度補正予算で「スポーツ振興基金」が設けられたことによる予算カットと見なければならぬまい。この影響が学校体育や生涯スポーツの分野に及んでいることは、社会党が

農林水産関係予算案の内訳は、公共事業費が一兆六九〇六億円（前年比四・一%増）、食糧管理費が三七三三億円で五・六%減。一般事業費が一兆二〇二〇億円で八・八%増となつた。また、生活関連重点枠二〇〇〇億円の配分は二七〇億円で、二二・五%のシェアから一三・七%へと低下した。総額の伸びを押しあげたのは、一般事業費として、自由化を控えて、牛肉の自由化対策費（肉用牛子牛價格の不足払など肉用牛子牛対策）一〇〇六億円が予算化されたことが大きく、食糧管理費の五・六%減をはじめ一般事業費も通常ペースでは引き続き減少している。

農林水産関係予算

一、農業予算分析・批判

平成三年度農林水産関係予算案は、前年比四・六%増の三兆〇六五八億円、年々減り続けた農林水産関係予算が二年ぶりに前年予算を上回つた。しかし、一般会計予算の伸びが一二年ぶりに五・三%増となつたのと比較して農林水産関係予算の伸び率はあいかわらず低いものといわなければならない。

農林水産関係予算案の内訳は、公共事業費が一兆六九〇六億円（前年比四・一%増）、食糧管理費が三七三三億円で五・六%減。一般

農水省は来年度予算の特徴として生活環境重視型予算を強調し、その典型的なものとし

て今まで農林予算の中心的なものとしての「農業基盤整備事業」を「農業・農村整備事業」と名称をかえ、農業生産振興重点から農村地域の生活環境整備に幅を広げ、農業集落排水事業に見られるように前年比五五%増の予算を計上している。確かに都市と比較して農村

の社会的生活環境の整備は大きく立ち遅れており、それが過疎化の原因となつていているだけに生活環境整備はかけ声だけに終わらず、低下した生活関連公共投資部分の引き上げをはかるのは当然といえよう。

とくに、過疎・高齢化のなかで集落の維持が困難となり、崩壊寸前といわれる中山間地域対策は、融資、補助事業では限界があり、人が住み、生産できる所得補償が求められているときだけに農業生産対策費を削って生活環境整備に回すという小手先の予算ではなく国土保全のため、自然環境保全型農業を発展させる生活環境整備事業の充実を急がせなければならない。

政府は、ガット・ウルグアイラウンドで、「食糧自給の低さ」「食糧の安全保障」を主張するが、果たして国内対策で裏づけられているだろうか。自由化に伴う国産肉牛対策など後追い対策の他は、ほぼ今までの対策を継承するにとどまっている。転作助成、良質米奨励、農地流動化助成、経営規模拡大助成など生産振興につながる助成金・補助は軒並

み前年並みであり、"やる気"のある生産者の意欲を受けた予算とはいえないし、農業生産拡大予算ではなく、農業縮小・後退予算といわなければならない。

二、林野庁予算分析・批判

林業予算全体を展望するうえで画期的なことは、森林整備五ヵ年計画の平成四年度発足が約束されたことであろう。平成三年度では調査費一〇〇〇万円に過ぎないが、造林・林道整備などが、國家の長期投資計画（現在は治山・治水など一五本）に組み入れられたことになる。林野庁の要求では、五ヵ年に過去五ヵ年の一・八倍、四兆五四〇〇億円の投資を計画していく、我が党の長年の要求が芽をだしたといえる。

民有林予算は総額、四二六一億円（前年度一〇四・六%）となつていて、政府予算の伸びを下回っている。予算の増は一八七億円あまりだが、平成三年度に比べて新規事業は主なものでも、二二項目、九〇億円に上つているのだから、規定経費の圧縮のもとで新規事業費が認められたことを示している。それだけに、間伐など緊急に整備すべき森林の充実は不十分な予算といえる。また、労働力対策も抜本的なものはみられず、予算執行は労働力の面から崩れる懸念もある。また、地球的森林保全が国際政治の課題になつてゐる

とき、国際協力関係は林業予算では前年度比一四四・一%の大増をみたが、金額では八億四四〇〇万円にすぎず、世界の木材貿易の一割、熱帯林の丸太の四割を輸入している我が国の国際的役割を果たしているとはいえない。

三、水産庁予算分析・批判

一九九一年度水産予算の総額は、三四六六

億円で対前年比の伸び率は一〇三・六%増となっている。業界紙によるとこれは水産予算史上最高の予算というが、しかし、もともと予算規模が零細であり、農林水産予算総額三兆二六五八億円の一〇・六%に過ぎない。その内訳は漁港整備や沿岸漁場整備などの公共予算が二四〇七億六一〇〇万円（構成比六九・四%、伸び率一〇四・四%）、政策予算ともいうべき非公共予算一〇五八億七一〇〇万円（三〇・五%、一〇一・九%）と、依然として政策予算の少ないのは遺憾である。ベーリング公海での底曳網漁業の撤退やソビエトによる九二年度サケ・マス沖獲り禁止、さらには環境問題に関連しての流し網の禁止問題など難問題が山積する水産業界にあって、この程度の政策予算で将来展望を切り開いていくのであろうか。いささか心もとない気がする。

主な予算項目をみると、新規予算としては「漁協・水産業の経営対策の充実強化」のうち、(2)資源管理型漁業の推進等による漁業経営の体質強化として三六億二四〇〇万円を計上しており、また、新規の予算費目が集中して対前年比でもっとも伸び率の高い項目をみると、「資源管理型漁業の推進とわが国周辺水域の漁業振興」のうち①資源管理型漁業の推進・定着化の五五億四一〇〇万円（伸び率二三五・五%）である。この予算措置は、昨年

に水産業協同組合法と海洋水産資源開発促進法の二法を改正したことを受けたの予算措置であるが、それはとりもなおさず、厳しい国際情勢のなかにあって、身近なわが国周辺水域を大事に使っていくという水産庁のポリシーの具体的な現れであり、評価してよい。さらに予算額自体が少ないと、「国際漁業協力の推進」一五四億五〇〇〇万円のうち、新規に海外漁業合併等促進費として六七〇〇万円を計上していることも、今後の国際漁業の在り方を指示示すものとして評価することができるのである。こうした予算措置が今後拡大され、近隣の諸国との間で漁業協力が促進され、例えば近い将来、「環日本海圏漁業共同体」のよう構想にまで発展することを期待したい。

内容面では、「ゆとりと豊かさのある生活の実現」「国際貢献の充実と産業活動のグローバリゼーションへの対応」「長期的な経済発展基盤の確保」といった柱が立てられており、特に大店法（大規模小売店舗法）規制緩和問題との関係で問題となっている中小小売店等を対象とした商業基盤整備を重視するものとなつてている。また、中小企業の労働環境改善、省資源・再資源化・地球環境問題に関する項目で新規事業や大きな伸びが見られるのも特徴である。

以下、右に述べた特徴点に絞って検討する。

一、通産省予算の概要

二、中小企業対策予算

通産省予算は、一般会計、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計（石油会計）、電源開発促進対策特別会計（電特会計）、特許特別会計（特許会計）の四つの会計に分かれる。

一般会計のうち中小企業対策予算は前年度比〇・四%増の一九五〇億円で、このうち通産省計上分は一三七六億円である。別表の通り、予算編成にシーリング方式が導入された一九八二年度以後、中小企業対策予算はほぼ一貫して減少し続けており、二年続けて微増

七八六一億円（以下、四捨五入により億円単位とする）で、前年度当初比八・二%増、このうち石特会計への繰入れを除くと三五四一億円で同四・七%増となっている。また石特会計は六二五〇億円（他省庁分を含む）で同五・八%増、電特会計は三八八六億円（同）で同六・四%増、特許会計は六二五〇億円で同七・四%増である。

となつた九一年度でもシーリング以前の八一年度に比して二一・九%減である。この間に一般会計全体に占める同予算の割合も〇・七八%から〇・五二%へと大きく低下している。このような数字では、いかに内容的に味つけしようとも、およそ政府がわが国の中小企業対策に本腰を入れているとは言えまい。このことは中小企業対策予算を論じる基本的的前提である。

今回の重点施策のうち、まず中小流通業対策としては、魅力ある商店街づくりのためのコミニュニティホール・商店街駐車場等の商業基盤施設整備に一〇六億円（前年度の五倍）のほか、産業基盤・商業集積整備基金出資に一〇億円（新規）、中小売店等の実態調査に二八億円（前年度の一三倍）などが目立つ。中小企業の雇用対策としては、労働環境改善対策に一億円（同三倍）、労働力確保のための技術開発等に一三億円（同三倍）等がある。また、活力に満ちた中小企業育成のためとして、地場産業振興センターによる地域中小企業の技術力強化等の事業に一四億円（同二倍）、小規模事業指導費補助に五〇二億円（前年度比五・五%増）等がある。中小流通業金融対策（五・五%前後の低金利融資）については、中小企業設備近代化貸付に二〇億円（新規）のほか、九〇年度補正予算で中小流通活性化特別貸付等に四七四億円（同）、同事業

転換等特別貸付に六〇億円（同）、産投会計から地域生活向上型中小流通業育成貸付に二〇億円（同）が計上されている。

政府は大店法規制緩和にともなう中小流通業者の経営基盤強化のためとして右のような施策をうたっているが、その予算額は依然として僅少にすぎ、規制緩和のためのアメ玉といわれても仕方あるまい。政府は、国民生活のためのインフラ整備という視点に立つて商業基盤整備に本腰を入れるべきである。

なお、小規模事業指導費補助は商工会・商工會議所への補助金として前掲別表の通りマイナスシーリング期から一貫して着実に伸び続け、中小企業対策予算の四分の一を占めるに至つた。しかし、この補助金は従来から指摘している通り中小企業対策予算に名を借りた自民党の選挙対策予算の色彩が濃厚である。

三、エネルギー対策予算

一般会計から石特会計への繰入れは前年度比一・三%増の四三二〇億円で、これを含めて、エネルギー対策予算の柱となる石特会計と電特会計は合計一兆〇一三六億円である。これら両会計は前年度と比べて構成上大きな変化はなく、電特会計ではあいかわらず原子力発電関係が大きな役割を占める。しかし、エネルギー対策予算中、特に石特会計の

石油・石油代替エネルギー対策勘定で未利用エネルギー活用地域熱供給システム普及促進対策費補助に二二億円（新規）、また電特会計の電源多様化勘定で未利用エネルギー高度活用負荷平準化冷房技術開発費補助に四億円（同）といった点に注目したい。同事業は、ゴミ焼却工場などの排熱を集合住宅など一定地域内の冷暖房・給湯に活用しようとするもので、実際の施工例についての建設費補助のほか、地方公共団体の調査事業や企業の先導的な技術開発事業に対する補助などが今回計上された。

なお、省資源・再資源化対策に関連して、一般会計と石特会計・電特会計から再資源化実証プラント事業、モodelリサイクル等の実施に合計六億円（前年度の五倍）を計上している点にも注目できよう。前者は特に実証リスクの高い品目を選定して実証プラントに半額の補助を行うものであり、後者は団地など一定地域を定め、アルミ缶などいくつかの品目についてのリサイクルの実験を住民・小売店などの協力を得て委託調査事業として行うというものである。後者は新規事業であり、ユニークな試みとして評価するものである。われわれはいま地球環境のかつてない危機に直面しており、人間の経済活動の地球環境への負荷をいかにして遅減し極小化するかが今後のエネルギー政策の中心課題となつてい

一般歳出に占める中小企業対策費のシェア及び中小企業対策費に

占める小規模事業指導費補助金のシェア

()内は対前年度比 単位：億円

年 度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度
一般歳出 (A)	320,504	326,200 (+ 1.8%)	326,195 (△ 0.0%)	325,857 (△ 0.1%)	325,854 (△ 0.0%)
中小企業対策費 (B)	2,497	2,500 (+ 0.1%)	2,427 (△ 2.9%)	2,292 (△ 5.6%)	2,162 (△ 5.7%)
小規模事業指導 費補助金 (C)	341	365 (+ 7.2%)	379 (+ 4.0%)	394 (+ 3.9%)	409 (+ 3.8%)
B/A(%)	0.78	0.77	0.74	0.70	0.66
C/B(%)	13.66	14.60	15.62	17.19	18.92

年 度	61年度	62年度	63年度	平成元年度	平成2年度
一般歳出 (A)	325,842 (△ 0.0%)	325,834 (△ 0.0%)	329,821 (+ 1.2%)	340,805 (+ 3.3%)	353,731 (+ 3.8%)
中小企業対策費 (B)	2,052 (△ 5.1%)	1,973 (△ 3.8%)	1,952 (△ 1.1%)	1,942 (△ 0.5%)	1,943 (+ 0.1%)
小規模事業指導 費補助金 (C)	425 (+ 3.9%)	436 (+ 2.6%)	449 (+ 3.0%)	466 (+ 3.8%)	480 (+ 3.1%)
B/A(%)	0.63	0.61	0.59	0.57	0.55
C/B(%)	20.71	22.10	23.00	24.00	24.70

年 度	平成3年度(案)
一般歳出 (A)	372,382 (+ 5.3%)
中小企業対策費 (B)	1,950 (+ 0.4%)
小規模事業指導 費補助金 (C)	502 (+ 5.5%)
B/A(%)	0.52
C/B(%)	25.74

る。この点、政府は、昨年発表した二〇一〇年までの長期エネルギー需給見通しの中で、地球温暖化を抑制するため省エネ努力を進めつつ石油依存度を四六・〇%（八八年度五七・三%）まで引き下げ、非化石エネルギー（新

エネルギー、原子力・地熱等）依存度を二六・五%（同一五・〇%）に引き上げること、このうち原子力発電は一六・七%（同九・〇%）に倍増させることなどを明らかにしている。しかし、わが党が従来から指摘しているよう

に、原子力発電には今日の科学技術では解決できない多くの問題があり、環境に著しい損傷を及ぼす虞れを払拭できない。この意味で二一世紀のエネルギー政策を構想する上では、原子力に依存しないエネルギー構成をめざして、省エネ・省資源技術や太陽エネルギーをはじめとする新エネルギーの積極的開発・普及、化石燃料の低公害利用技術の推進などによりいつそ努力を傾けるべきである。

建設省予算

一、建設省予算の概要

建設省の一九九一年度予算総額は五兆三五六一億円で、前年度と比べて5%の伸びとなつてゐる。これは一般会計の伸び六・二%、政策的経費の一般歳出の伸び五・三%をともに下回つてゐる。しかも、国費総額については、NTT・A型（一〇五九億円）が前年度に比べて七〇億円減少してゐる。鳴りものいりで宣伝された四三〇兆円の公共投資の初年度としては、期待はずれのスタートといえよう。

財政投融資については、一〇兆三三九五億円で対前年度比一二%の伸び、初の一〇兆円台となつた。財政の好転を反映していすれの機関も対前年度比ではプラスとなつております。ときに下水道事業団（五四%増）阪神高速道路公団（一九%増）、東京湾横断道路株式会社（五五三%増）などが注目される。ただ、住宅金融公庫の一四%増に比べて住宅・都市整備公団がわずか二%増に抑えられているのが気になるところだ。

国費、財投、自己資金（住都公団の家賃、高速道路の通行料などの収入の合計）などを

合わせた事業費の総計は二一兆九四一億円で、対前年度比は六%増となつた。内訳は、住宅対策九兆二三四三億円（八%増）、道路整備七兆四九〇五億円（六%増）、治山治水一兆八九六六億円（伸び率ゼロ）、下水道整備一兆六二八八億円（五%増）、公園整備三一二一億円（四%増）などとなつてゐる。

二、不十分な公共賃貸住宅対策

東京、大阪など大都市圏では、ここ数年の地価の高騰によつて一般のサラリーマンの特家取得が絶望的になつてしまつたことから、公共賃貸住宅に対する期待が高まつてゐる。都営住宅や公団住宅の入居抽選倍率が高まつてきているのもその表われだ。九一年度からの第六期住宅建設五カ年計画の総戸数では賃貸住宅の建設を重視するとして、公営住宅で第五期計画を三万五〇〇〇戸上回る二九万戸、公団住宅で一万戸上回る一四万戸の建設を計画している。しかし、全体としては、公庫住宅の二四四万戸に比べいかにも少ない

うえ、第五期計画の実績見込を見ると公庫住宅が二三万戸も目標を超過達成していいるのに比べて、公営、公団とともにそれぞれ三万八〇〇戸、二万戸も目標を割り込んでゐる。日本の公共賃貸住宅は住宅全体の七%台であり、ヨーロッパなどの経験から住宅取得費や家賃に影響を与える水準とされる一五%

程度とは余りにも開きが大きい。一〇倍から二〇倍の公共賃貸住宅の抽選倍率が緩和されることは、地価対策も含め極めて大きな取組みが必要である。

さて、九一年度の予算は、公営住宅四万八〇〇戸、公団住宅二万五〇〇〇戸、公庫融資住宅五五万戸など、建設戸数には前年度とほとんど変わりがない。新規事業としては、公共投資基本計画に盛り込まれた居住水準の向上を図るため、公営住宅においても住宅の広さを二・七平方メートル拡大する（中層一種住宅で七三・七平方メートルに）ことをはじめ、大都市において一〇年間家賃を引き下げるための大都市公営住宅供給促進助成事業、借り上げ公共賃貸住宅制度の新設などが注目される。また、民間賃貸住宅の建て替えを促進するための家賃補助制度も初めてつくられた。大都市において、賃貸住宅の供給促進のため、できることはやつてみるという意欲は感じられるが、いまだに決定打に欠けるといえよう。

こうした施策を予算額から見ると、事業費ベースでは住宅金融公庫七兆三五六二億円（七%増）、住宅・都市整備公庫七九六七億円（二一%増）、公営住宅七一八八億円（四%増）などで住宅関係予算の総事業費は九兆六一三一億円（九%増）である。公団住宅の建設費が二一%増と大きな伸びを示したことは評価

できるが、低所得者向けの公営住宅が全体の伸びを大きく下回っているのは問題である。

「住宅の確保は個人の責任。政府はそれを援助することが住宅政策の基本」という自民党政府の基本姿勢を転換させ、「国民が必要とする住宅を供給することは政府の責任」と、いう原則に基づく「住宅基本法」の制定がますます緊急の課題となってきたことを示しているといえよう。

三、追い着かない生活道路の整備

九一年度は第一〇次道路整備五ヵ年計画の四年目にあたる。来年度道路整備予算は事業費ベースで一般道路四兆四五九三億円（累計進捗率七二・七%）、有料道路三兆三一二億円（同七七・五%）、地方単独事業三兆六〇〇億円（同八〇・一%）、総計で一〇兆五五〇六億円（七四・一%）である。九二年度一年間を残して累計の進捗率が七四・一%に留まつているため、第一〇次五計の達成にはかなりのテコ入れが必要となる。

このうち国費で見ると、一般道路の5%増に対し、阪神高速道路公団四八%増、本四架橋公団六九%増などとなつていて、はじめ有料道路は一四%増と、優遇が続いている。また、「生活道路」といわれる地方道は、都道府県道、市町村道ともに国費が三%増、事業費ベースでは二%増と、全体の伸び率を下回

り、抑制されている。国民生活の質の向上に極めて深いかかりをもつだけに、大きな問題といえよう。

道路整備関係で特徴的な事業は、駐車場対策である。昨年の車庫法の改正に見られるように、路上違法駐車は渋滞と交通安全の面から対策の必要性が指摘されていた。九一年度予算では駐車場事業費が三一%増、駐車場への案内システムの整備費が四七%増などと大きく増額されている。制度面でも国や都道府県など幹線道路の道路管理者による、有料路上駐車施設の整備が出来るよう改めるなどの措置をとつてある。

また、警察庁との共管の第五次交通安全施設整備五ヵ年計画がスタートする。規模は五年間で一兆八五〇〇億円で、第四次五計よりも三七%増。九一年度予算額は三二八〇億円で、九%増である。主な新規施策は、「ゆずりあい車線」の設置、駐車場の整備、キロポストの整備など。

四、転換期の下水道整備事業

国民から要望の強い下水道整備事業は、九五年度末の普及率五四%（九〇年度末四四%）をめざして第七次下水道整備五ヵ年計画が始まる。総事業費は六次計画より三五%増の一六兆五〇〇〇億円である。九一年度予算では、事業費ベースで一兆六二五三億円（対前年度

比五%増）である。

下水道整備事業は都市部での整備が進み、七次五計以後の事業の重点は中小市町村での公共下水道の整備、流域下水道事業、特定環境保全下水道などの事業に移る。このため、事業遂行能力のない自治体に代つて都道府県が下水道整備事業を代行する制度を新設することとしている。中小の市町村では、公共下水道事業は効率が低くなつてすることは避けられない。農水省や厚生省との事業の調整も從来以上に必要になつてこよう。

第五次都市公園整備五ヵ年計画は総事業費五兆円（前計画にたいし六一%増）で、九五年の一人当たり公園面積七平方メートルを目指にスタートする。九一年度予算では三〇一二億円で対前年度比は六%増。新規事業としては、世代間の交流の場となる「ふれあい交流施設」の整備事業、「子供のもり公園」の整備などが盛り込まれた。

五、スーパー堤防に重点

治水事業は、第七次五ヵ年計画の最終年度に当たり、事業費ベースで一兆七五八七億円が計上された。国費は五%増となつたものの、事業費ベースでは一%増で、伸び率は低い。七次五計の目標はすでに九%超過達成したためと思われる。しかし、昨年の多摩川水害訴訟判決では国が逆転敗訴しており、毎年水害

がくり返し起きているだけに、数字上の成果だけに満足しているわけにはいくまい。

そうした点で注目されるのが新規事業の目玉として盛り込まれた「スープ堤防」事業。従来の堤防では、一旦水流が堤防上を越えて流れ出すと堤防の決壊が起りやすくなるため、幅三〇〇メートルほどの堤防を設けようというもの。堤防の近くまで開発の進んでいる都市河川でこの堤防を設置するため、予算措置だけでなく、様々な誘導措置、市街地再開発事業などとの一体的な推進を打ち出していいる。しかし、スーパー堤防は宅地造成の狙いもあるようで、治水という安全対策より開発に比重を置きすぎるくらいもあり、河川事業の行き過ぎともいえる。

総額一兆三〇〇億円の第五次海岸事業五カ年計画（建設省分は三四五八億円）もスタートする。九一年度の事業費は五六三億円で、対前年度比は五%増となっている。

国 土 庁 予 算

一、国土庁予算の概要

国土庁の九一年度予算是二八七六億円（対前年度比五%増）で、内訳は公共事業関係費

が二五六六億円（同五%増）、行政部費が三一〇億円（対前年度比七%増）となっている。国土庁が抱えている課題のうち、最大の課題である総合的土地対策の経費が前年度よりも一〇%増えて一五七億円となつたことは一応評価できよう。

総合的土地区画整理事業のうち、新規事業としては、土地の保有や取引の情報を一元的に管理する情報システムを作り上げるための経費として初年度分五七〇〇万円、土地問題に関する基礎的調査研究費六〇〇〇万円がそれぞれ計上されたことが注目される。

また、第四次全国総合開発計画の総合的推進のための事実として、近年大きな話題となっている第二国土軸の構想に関する調査研究を行うことが盛り込まれ、大都市圏整備費には、昨年一一月の国会決議を受けて首都機能の移転再配置に関する調査を行うための経費として、八六〇〇万円が計上された。

国土庁は、地価を引き下げるなどを政策目標として掲げており、実効性のある政策を打ち出し、推進できるかどうかが問われる年度となる。

全国的に自然破壊との批判を生んでいるリゾート開発関係では、総合保養地域の整備の推進の経費として国土庁に一七〇〇万円が盛り込まれるのをはじめ、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、中小企業金融公庫、国民金

融公庫の低利融資や、開発銀行を通じたNTTの無利子貸し付けなどの枠が、総計で一兆円程度も盛り込まれており、リゾート開発に名を借りたゴルフ場の建設は推進されそうで、歓迎できない。



主な公共事業等に係る国庫補助負担率の改定状況

事業	59まで	60	61	62~平成2	平成3~5
河川					
直轄河川改修費（一般分）	2/3	6/10	6/10	5.5/10	6/10
" (大規模分)	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
中小河川改修費（一級河川）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
" (大規模分)	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
砂防（一般分）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
治山					
直轄治山事業費	2/3	6/10	6/10	5.5/10	6/10
治山事業費（山地治山）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
" (総合治山)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
海岸					
高温対策費（特定海岸）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
侵食対策費（特定海岸）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
道路					
一般国道直轄改築	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
一般国道道路改築	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
地方道改築	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
道路事業調査費（直轄国道）	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
街路（一種改良）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
港湾					
特定重要港湾（直轄）	7.5/10	2/3	2/3	6/10	2/3
臨港道路（新交通システム）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
漁港					
漁港修築費（特3種）	7/10	6.5/10	6/10	5.75//10	6/10
漁港改築費（"）	7/10	6.5/10	6/10	5.75/10	6/10
空港					
第二種空港（A）	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
" (B)	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
下水道					
公共下水道 終末処理場	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
流域下水道 管きよ	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
" 終末処理場（第一種）	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
" " (第二種)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
農業基盤					
広域農道	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
農地開発	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
防災ダム	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
干拓	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
国営かんがい排水（一般型）	6/10	5.5/10	5.5/10	5.25/10	.5/10
林道					
広域基幹林道	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
峰越連絡幹線林道	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
沿岸漁場整備					
人工礁漁場造成	7/10	6.5/10	6/10	5.75/10	6/10

新たに始まる5カ年計画の概要

第7次下水道整備5カ年計画(案)

(単位: 億円)

区分	第7次計画(案) (91年~96年度) (A)	第6次計画 (86年~90年度) (B)	倍率 (A/B)
一般公共事業費	100,000	66,800	1.50
地方単独事業費	45,300	33,000	1.37
計	145,300	99,800	1.47
調整費	19,700	22,200	0.89
合計	165,000	122,000	1.35

第5次都市公園整備5カ年計画(案)

(単位: 億円)

区分	第5次計画(案) (91年~96年度) (A)	第4次計画 (86年~90年度) (B)	倍率 (A/B)
一般公共事業費	22,300	13,000	1.72
地方単独事業費	19,500	12,400	1.57
計	41,800	25,400	1.65
調整費	8,200	5,700	1.44
合計	50,000	31,100	1.61

第5次交通安全施設整備5カ年計画(案)

(単位: 億円)

区分	第5次計画(案) (91年~96年度)	第4次計画 (86年~90年度)	倍率
道路管理者分	15,900	11,500	1.38
調整費	2,600	2,000	1.30
合計	18,500	13,500	1.37

第6期住宅建設5カ年計画(案)

(単位: 千戸)

区分	第6期計画(案) (91年~96年度)	91年度 建設戸数	第5期計画(86~90年度)	
			計画	実績見込
総建設戸数	7,300	-	6,700	8,284
公的資金による住宅				
公営住宅等	290	58	255	217
改良住宅	25	5	25	17
公庫住宅	2,440	487	2,250	2,482
公団住宅	140	25	130	110
公的助成民間住宅	150	32	} 490	353
その他住宅	455	84		
計	3,500	691	3,150	3,178
調整戸数	200	-	150	-
合計	3,700	-	3,300	3,178

運輸省関係予算

る。土地の処分については、地価狂乱の影響を受け決してスムースにはいかない状況（具体的に言えば、公開入札による周辺土地価格への影響等を配慮して）にある。

一九九一年度の運輸省関係予算は、一般会計のうち行政費が五四三三億円で昨年の五四四〇億円と殆んど変わっていない（対前年度比九九・七%）。これに対して公共事業費は、二八五四億円と昨年の二六九一億円より若干増えている（六・一%増）。もつとも国全体の予算の伸び率が六・二%増であるから、運輸省関係の公共事業費の突出ということには当たらない。

今年度の運輸省関係予算の特徴は、①鉄道整備基金の創設とそれに伴う整備新幹線の建設問題、②米国からの要求をうけての四三〇兆円の公共投資問題の処理の仕方にあると言える。

一、鉄道整備基金の創設

国鉄が、分割・民営化されて四年が経った。国鉄清算事業団の引き継いだ債務総額は、当時（一九八七年度首）二五兆五〇〇〇億円であったが、借入金の利子の増加等により現在七〇〇〇億円増の二六兆二〇〇〇億円となっている。債務償還の二本柱として政府が考えているのが、JRの株式売却による利益と、旧国鉄が所有していた土地・資産の処分であ

JR各社の株式上場・売却を考えるとき当然問題となつてくるのが、JR各社の経営基盤の強化、すなわち資産の充実ということになる。現在のシステムでは新幹線は、新幹線鉄道保有機構から当該JRがリースを受けてそのまま支払うという方式をとつてている。

今回、予算に盛り込まれた鉄道整備基金とは、①既設新幹線をJR各社に譲渡する、②新幹線譲渡収入の一部を特定財源とする、③その総合的かつ効率的な運用のために新幹線鉄道保有機構を廃止して、特殊法人鉄道整備基金を設立するというものである。

二、整備新幹線とのかかわり

一見すると、旧国鉄時代の長期債務償還のために至極当然な必要措置と思われる鉄道整備基金であるが、整備新幹線とのかかわりという点からこれを考慮すると、違った側面を有するのである。

既設四新幹線の譲渡価額は、国鉄の分割・民営時における新幹線鉄道保有機構の再調達価額八・一兆円（一九八七年四月）を現時点

で見直した再評価額九・一兆円であるが、この一兆円の上乗せ分が整備新幹線の建設費と非常にかかわってくる。既設新幹線の営業主体たるJR三社（東日本、東海、西日本）が、毎年鉄道整備基金に支払う七二一億円のうち、一兆円の譲渡上乗せ分を六〇年分割（年利六・六五%）で支払うと年額七〇八億円となる。つまり毎年七〇八億円が、鉄道整備基金を通じて整備新幹線の建設費としてまわされることとなる。これに公共事業費として、新幹線鉄道整備事業としての予算が加わる（一九九一年度予算額一二八億円）。整備新幹線の総事業費額に占める国の支払い分は、六五%（JR交付金分三〇%、国費分三〇%）であるから理論的には毎年、一二八六億円が整備新幹線の建設費として投入できるようになるのである。

以上、鉄道整備基金と整備新幹線のかかわりについて分析したが、今回の予算編成の過程で整備新幹線着工等についての政府・与党申し合わせが行われ、これまでミニ新幹線とフル規格のどちらを建設するか調整が難航していた軽井沢—長野間がフル規格と決まった。これにより建設費は三〇〇〇億円の支出増となり三線五区間の総建設費は、一兆六五〇〇億円となつた。また、建設着工する区間の並行在来線は、開業時にJRの経営から分離することも確認された。かかる重要な決定

が国民と全くかけ離れた密室で、しかも自民党ただ一党の選挙対策だけでなされるところが、わが国交通関係予算の問題点といえよう。

三、二つの公共事業五カ年計画

一九九一年度を初年度とする八つの公共事業新五カ年計画は、いずれも大幅な増額となつた。

このうち運輸省が関係する公共事業計画は、第五次海岸事業、第八次港湾整備計画および第六次空港整備計画である。第五次海岸

事業五カ年計画は総額一兆三〇〇〇億円、第八次港湾整備五カ年計画は総額五兆〇七〇〇億円、第六次空港整備五カ年計画の総額は三兆一九〇〇億円であり、それぞれのアップ率は三〇%、二九・五%、六六・一%である。これは昨年六月の日米構造協議最終報告の整備水準を受けたものであり、結果的には対米公約を守つたというものである。

特に航空関係は「三大空港プロジェクトの推進」として増加額は大きく、新東京国際空港の整備、東京国際空港の沖合展開、関西国際空港の整備費として二〇八八億円（八三九億円、六七%増）、それぞれの財政投融資額は二五七三億円（一四八四億円、一三六%増）である。

四、総合交通政策予算の必要性

我が国の交通政策は、複数の省庁にその権限がまたがっている。一方、今日の交通問題は、既得権や繩張り意識に拘泥していくには、何一つ解決出来ないほど複雑に相互に連関し合っている。これらの問題に関しては総合的な見地から解決に努力をしなければならないのは自明の理である。タテ割行政を排し、地域と地域、過密と過疎、陸・海・空それぞれの総合的な政策の策定・予算の執行がもとめられるべきである。

郵政省予算

郵政省の九一年（平成三年）度予算案の特徴をあげると、次の三点に要約できる。それは、電気通信、電波・放送行政の「政策責任官庁」として高度情報化社会の到来への対応策を探る「調査研究」に積極的である。

第一点は、郵政省予算に公共投資が初めて認められた。第三点は、郵政三事業の分野で競合する民間事業を上回るサービスの改善、拡充をめざす取り組みに積極的である。

以下、これらの特徴点を中心にして郵政省予算案の一般会計と郵便、貯金、簡保年金の三つの特別会計の概要及びその政策課題を明らかにしておきたい。

なお、社会党は政府・郵政省の予算編成にあたって、郵政大臣への申し入れなど積極的に対応してきた。この結果、九一年度予算案には重要な課題を残しているとはいうものの、社会党としての政策提起がかなり取り入れられていることもあり、是は是、非は非として一定の評価をしておいてよいと考える。

一、政策的経費の中心は「調査研究」

郵政省の一般会計予算案は、二九二億六〇〇〇万円である。対前年度予算に比べて二七億六〇〇〇万円（一〇・四%）増えたとは言つても、高度情報化社会の中で時代が要請する課題の重要性からみると、予算の額は極端に少ないものである。八三年度予算編成にマイナス・シーリングが設定されて以来の欠陥が、こんなところに露呈されている。

しかも、この予算額のうち人件費（六八・二%）を除く物件費をそのまま政策的経費といふことにして、その額は九三億〇七〇〇万円（三一・三%）である。さらに物件費の内訳をみると、経常事務費等三七億二〇〇〇万円、国際分担金九億九〇〇〇万円、郵政大臣の「命令」によつて行われる国際放送のためNHKに対する交付金一五億二四〇〇〇万円、公共投資・先端技術・宇宙開発等三〇億八〇〇〇万円ということになり、政策経費となるといよいよ少額となつてしまふ。

そこで一般会計の重要な施策はその多くが

「研究開発費」とか「調査研究費」として計上

されているという特徴をみることができる。

主な事項を抜き出してみると次のようにな

る。未来型放送メディアに関する基礎研究(三

四〇万円)、FM同期放送方式の研究開発(五

五〇万円)、オゾン層保護電波技術に関する調

査研究(一〇〇〇万円)、地球環境保全のため

の電波利用と情報通信に関する開発調査(二

二〇万円)、地域情報化の推進のあり方に関する調査研究(一四〇〇万円)、過疎地等における生活情報基盤整備に関する調査研究(二七〇万円)、通信行政に関する長期展望策定ための調査研究(四三〇万円)、知的通信システムに関する調査研究(一五〇万円)、情報通信基盤の高度化のための開発調査(一四〇万円)、九〇年代の電気通信事業のあり方に関する調査研究(一六〇万円)、近距離通話制度のあり方に関する調査研究(一六〇万円)、電波の有効利用のための調査研究(三七〇万円)、新通信システムの開発および利用環境整備等に関する調査研究(七五〇万円)、電波を利用した宇宙インフラストラクチャーの整備方策に関する調査研究(五五〇万円)、開発途上国における通信衛星を利用したルーラル通信システム開発(六七〇万円)、発展途上国における人材養成のための訓練システムの開発研

究(五〇〇万円)、光領域アクティブセンサーによる地球環境計測技術の研究開発(四七〇万円)、地球環境計測ネットワークの構築に関する研究開発(五七〇万円)。(以上は、一般会計に関するもので特別会計に関わる調査研究は別である。

また、この他の主なものは、ハイビジョンの普及促進に二五〇〇万円、昨年成立した「特定通信・放送開発事業実施円滑化法」による補助金四八〇〇万円、国際協力の推進として国際番組ライブラリー事業の運用補助に一億円、海外通信技術者の招へい一七〇〇万円、電気通信フロンティア研究開発の推進五億円、宇宙通信技術の研究開発三億〇七〇〇〇万円、がある。

郵政省が、こうした調査研究、開発研究を情報通信政策の「責任官庁」として進めていくこと自体に何らの問題はない。しかし、これらのが郵政省の政策決定に重大な影響を与えていた現実を考えると、審議会、研究会等を含む政策決定過程への公正な参加と公開、行政の透明性を具体化する制度の改善と改革を図っていくことが大きな課題となつていて。テーマ自体も重要な課題であり、とくに、社会党としてはあるべき国会審議との関わり方を含めて今後、問題を提起していきたい。

二、郵政省に初の公共投資ワク

郵政省予算の二つ目の特徴は、ゼロからの出発となる公共投資が認められたことである。政府は九一年度の予算編成にあたってこれまでの公共投資のシーリング枠とは別に国民生活関連公共投資として、二〇〇〇億円が設けられた。この枠に対して、郵政省は一〇二六億円を要求、この結果、「電気通信格差是正事業」として一〇億〇三〇〇万円が認められた。その内容は、大別二つである。一つは、辺地におけるテレビの難視聴を解消するための中継局等の整備を図るというものであり、二つは、全国どこでも移動電話が使えるように移動通信基地局用鉄塔等の整備を推進する、というものである。

郵政省の調べによると、現在、民間テレビを全く受信できない世帯が全国に四〇万あり、これを解消するには約一一〇〇カ所中継施設の設置が必要だという。仮に今回、予算が全額使われたとすると、このうち四〇〇カ所に中継施設ができることになる。

ただ、これらの事業は、都道府県または市町村が設置事業者に対しても費用の「二分の一」を助成している場合にかぎって、国が当該地方公共団体に事業費の「四分の一」を補助しようというものである。

公共投資は、各省庁ごとの配分枠や事業の

シェアー、都道府県への割り当て等がタテ、ヨコ、ナナメにがんじがらめになつておる、今回の国民生活関連枠は、このがんじがらめの配分枠を変えようという試みであつた。しかし、出来上がつた九一年度予算案をみると、これまでの配分枠等とほとんど変わつていなかつた。ただ、こういう中で情報格差の縮小につながる施策に公共事業の枠が認められたことの意義は、変化の兆しとして評価できる。

問題は、こうした事業を必要とする地域はいずれも辺地ということもあつて財政的に苦しい状況にあるという現実である。このあたりを自治体関係者と十分な検討が行われないと、せつかくの公共投資が生かされないということになりかねない。情報格差の縮小に向けた総合的な施策の検討を急ぐ必要がある。

なお、無利子融資については、これまでのテレピア指定事業、民活法事業、ハイビジョン・システム事業、共同役務開発事業に加えて、新しく「地域テレコム連携化促進センター整備事業」と「新世代通信網整備事業」が認められた。また、財政投融資でも情報通信の振興の分野で「新世代通信網整備事業」が新規に入り、従来のハイビジョンの促進など通信・放送事業の高度化促進、情報通信基盤技術の研究促進の分野への財政投融資が行われる。

三、郵政三事業のサービス拡充への取り組み

特別会計予算案からは、郵便、郵便貯金、簡保年金の三事業の順調に推移している状況がうかがえる。郵政事業特別会計は、歳入・歳出とも六兆四六五一億円（印紙などの業務外収入・支出を除くと三兆六三九〇億円で八・一%の伸び）。郵便貯金特別会計は一般勘定が歳入一〇兆一八四三億円、歳出八兆七〇六〇億円、また郵便貯金の自主運用である金融自由化対策特別勘定の歳入四兆七八五八億円、歳出四兆七七八二億円。簡易生命保健特別会計は歳入一二兆二八六一億円、歳出六兆七六二六億円である。

この中で注目されるのは、郵便が宅配業界、貯金が銀行、簡保年金が生保業界とそれぞれ激しい競争にさらされている中で、三事業とも積極的なサービス改善・拡充への取り組みがみられることである。

その一つは、郵便貯金の預入限度が現行の七〇〇万円から一〇〇〇万円に引き上げられ、また、郵便年金の加入限度額も一〇年ぶりにこれまでの七二万円から九〇万円に引き上げられることになった。さらに、ゆうゆうローンの貸付け期間が一年三ヵ月から二年に延長、進学積立郵便貯金の貸付限度額が一〇八万円から一五〇万円に引き上げ、外貸両替

業務の実施（当面、ドル、ポンド、フラン、マルクが予定されている）などが実現されることになる。

二つは、郵便局の窓口サービスの改善である。住民票や印鑑証明、パスポートなどを交付、JRの乗車券の発売など郵政省の要求に対しても、予算案では「郵便局窓口に市町村が設置したファクシミリによる住民票の写しの交付の請求」ができることになった。他の残された課題については、六〇〇万円が計上され、引き続いだ「郵便局の窓口サービスの多様化・高度化に関する調査研究」されることになる。すでに社会党は、国会での審議や「予算申入れ」などを通じて、全国二万四〇〇〇〇の郵便局の窓口サービスを充実させていく上で前述のような改善について要求してきており、今後もその早期実現を求めて政策提言していくことにしている。

三つは、郵便局の土地の高度利用のための措置、つまり郵便局の上に事業所用ビルを建設し、公用・公共用のための利用のほか民間の事務所用ビルなどに利用していくということが認められた。郵政省の「郵便事業運営基盤の整備に関する調査研究会報告書」（九一年一〇月）によれば、全国の普通郵便局の局舎面積の平均は、約三九九〇平方メートルでそのほとんどが国有であり、その平均容積活用度は四六%にとどまり、土地の利活用の余地

が大きい、としている。この高度利用については、社会党も以前から提案してきており、法案審議の中で具体的な提案を主張していくことにしている。

このほか、点字が読める職員の養成、郵便の収集回数の増加など、いくつものサービス改善が提案されている。社会党としても多くの点で賛成である。ただ、三事業は事業の性格からいざれも入手に頼る面が大きいにもかかわらず、必要な職員の数が確保されていないという問題を抱えている。特に、郵便事業分野の事業量の増加に加え、豊かさとゆとりの実現にとって重要、かつ緊急性を持つ課題である時間短縮、週休二日制の完全実施などを考え合わせると、予算案での「増員」の努力は認めつつも、なお一層、職員の確保のための取り組みを強化していく必要がある。

ただ、一言付言しておきたい。それは、なにも郵政省にかぎつたことではないが、予算案やその概要をみても、また説明を受けても実に分かりにくい。特有の「お役所言葉」のせいかもしれないし、数字の煩わしさによるものかもしれない。しかし、郵政省には、納税者であり、郵政事業を利用する国民にもつと分かりやすく説明する努力と工夫を求めていくことを、今後の課題としたい。

環境庁予算

フロンガスによるオゾン層の破壊や炭酸ガスによる地球温暖化現象、果ては酸性雨による森林破壊、海洋汚染など、公害による環境破壊の問題は、いまや地球規模にまで拡大され人類の生存そのものを脅かすにまで立ち至っている。かつて公害先進国との汚名を被つてきたわが国、こうした悪化する地球の環境問題に対する責任は極めて重いものがある。そうした視点から環境庁の一九九一年度予算を分析すると多くの新規事業・調査費を計上するなど努力の跡が滲み出ているものの、その予算規模はほとんど零細であり、環境保全に必要な対策を講ずるには、ほど遠いと指摘せざるを得ないのは遺憾である。

参考のため環境庁のこの予算総額を、環境問題と密接に関係する厚生省など他省庁の廃棄物関係予算と比較してみると、一般会計とNTT産投特会の合計額で厚生省分八六五億円、他省庁分一八億円の合計八八三億円と、環境庁予算よりも六四%多く、またその伸び率も対前年比一二%増と桁が違う。もっとも厚生省分予算の九九%は廃棄物処理施設整備費補助という公共投資額であり、また、現在、厚生省が今国会に提案を予定している「廃棄物の処理と清掃に関する法律改正案」が予算関連法案としてその予算を計上していることも考慮しなければならないし、しかも当の環境庁予算は自然公園施設整備費など一部予算項目を除いて環境庁予算の大部分は非公共の政策予算であり、比較すること自体に無理があるが、次に指摘するように予算総額の三九%は公害健康被害補償制度の運営に関する予算であることを考えると、予算規模の零細性

一、依然として予算規模は零細に過ぎざる
一九九一年度における環境庁予算の総額は五三八億二四〇〇万円で、その伸び率は対前年比八・三%増となっている。その項目ごとの予算の概要是、(1)地球環境保全のための施策の展開三七億二〇〇〇万円（構成比六・九%、伸び率七三%増）、(2)自然環境の保全と適正な利用四九億八〇〇〇万円（九・三%、三四%増）、(3)都市環境保全対策三億八〇〇〇万円（〇・七%、八三%増）、(4)環境にやさしい経済社会づくりの推進八億三〇〇〇万円（一・五%、七%増）、(5)公害防止施策等の総合的推進七三億七〇〇〇万円（一三・七%、九・五%増）、(6)環境保健施策の推進二三六億九〇〇〇万円（四四・〇%、一・二%減）、(7)環境行政の基盤強化七六億五〇〇〇万円（一四・二%、一六%増）といった予算配分である。

は覆いがたく、それはそのまま環境庁の政府部内における地位・権限の低さを如実に物語つていて深刻であり、環境庁をどう強化するかが、今後の課題となっている。

二、姑息に過ぎる地球環境保全対策

環境庁は、遅ればせながら悪化する地球環境の対策を推進するため、昨年企画調整局内に「地球環境部」を新設し、また、国立環境研究所に「地球環境研究センター」を新設するなど、地球環境保全施策推進のための組織体制を整備した。その初年度となる九一年度の予算項目を新規事業分で見ると、地球温暖化防止行動計画の推進として一億九四〇〇万円で、①温暖化対策六〇〇〇万円、②CO₂対策六〇〇〇万円、③温室効果ガス排出抑制対策一四〇〇万円と、そのいずれもが調査費であり、この分野での政策的立ち遅れを物語つてゐる。次いで地球環境に関する調査研究の推進として三〇億六二〇〇万円のうち、新規分はスーパーコンピュータ導入経費五億一〇〇〇万円のみで、環境庁にもようやく科学武装するかのようである。地球環境保全のための国際的取組への対応として六〇〇〇万円で①生物学的多様性条約推進費五〇〇〇万円、②大規模油流出事故に伴う海洋汚染被害対策に関する調査費一〇〇〇万円となつてゐる。

問題の国際環境協力の推進のうちODA関

係経費は二五億円で対前年比三六%の伸び率で、新規分は①環境技術協力事業費五〇〇〇万円、②開発途上国環境教育推進費七〇〇〇万円を計上している。熱帯地域の環境保全に関する国際協力の推進一六〇〇万円のうち、熱帯地域における環境保全対策調査費五〇〇〇万円を、国際会議の開催等を通じての国際貢献一億二四〇〇万円のうち、①第八回ワシントン条約国際会議開催経費分担費五〇〇万円（ODA）、②国際機関機能強化検討費三〇〇万円を計上しているに過ぎない。

発展途上国に対するODAの押し付けと、わが国の企業による公害輸出が世界的に問題となつてゐるよう、超巨大化した多国籍企業として東南アジアを中心に発展途上国に進出したわが国の企業が、そこで環境を破壊している現実を考えると、果たしてこの程度の施策でよいのだろうか。その予算規模の零細性もさることながら、眞の意味での地球環境保全対策は、そうしたわが国の多国籍企業に対してもわが国の環境基準を適用するなど、強力な行政指導と、水俣病や大気汚染に苦しむ公害病患者の完全救済、自動車の排ガス規制など国内における環境・公害対策を充実させることこそ必要なであろう。

三、停滞する足下の環境対策

しかしながら、国内の対策にもあまり見る

べきものはないばかりか、後退を強いられている部分すら見受けられる。たしかに先端技術関連や有害化学物質対策、大気保全対策、水質保全対策など各種公害対策が集中する「公害防止施策等の総合的な推進」の項目に新規予算が集中しているが、例えば、温暖化対策地域モデル計画策定の一翼を担うものとして期待されていた「低公害車普及事業」は、生活関連枠から落ちたため当初目標の「価格差2/3補助で一〇〇〇台普及」が大きく後退し、結局、各項目をやり繰りして一三二台の電気自動車、メタノール車を普及させる、といった具合である。

すでに触れたように環境庁予算総額の三九%は、公害健康被害補償制度の運営に関する経費によつて占められている。しかしこれでも対前年比二億五〇〇〇万円の減である。これは制度改正により一九八八年三月末以降新規の患者の認定は一切行わないことにした結果を受けての予算措置である。しかしながら大気汚染による公害が一刻の猶予できない緊急の課題であることは明らかであり、そうした大気汚染によつて日々苦しんでいる患者はいまなお増え続けている実態を直視し、患者を救済するためにも公害健康被害補償法上の指定地域を、旧來のものに道路影響等を加味して再指定し、その補償の内容についても拡充すべきなのであろう。

また、一連の水俣病訴訟において、高齢化している被害者に対し、「生きているうちに救済を」という裁判所の和解勧告を、山内環境庁企画調整局長を自殺に追いやつてまで、

頑なに拒否している行政の在り方も、現代の環境・公害問題の対策を停滞させる政府の姑息な姿勢として非難されてしかるべきである。もつとも山内企画調整局長の自殺に慌てた環境庁は、緊急的に要求した水俣病対策で約七〇〇〇万円が認められ、地域住民の健康不安対策の事業化を制度的な面を含めて具体的に検討中であるとしている。香典的な予算の性格が強く姑息であり、また、水俣病発生の現地における患者切り捨ての線引きにつながる可能性が強く、問題である。環境庁が水俣病と認定されてからすでに三五年が経過するこの問題の解決を真剣に考えているのであれば、先ず裁判所の和解勧告を素直に受け入れて話し合いを行うべきであり、同時に地域住民の健康不安対策事業の制度化も行うべきであろう。

とはできないことを政府は銘記すべきである。

科学技術庁予算

一、反省のない原子力予算

原子力関係予算が初めて三〇〇〇億円を越えて、三〇六四億円が計上され、科学技術庁の全予算額五二三六億円のうち五九%を占めている。「原子力庁」ともいうべき科学技術庁の姿勢は依然として改められていない。

多くの専門家からも指摘されているように、六ヶ所村のような高い地下水位の中、透水性が大きく脆い、しかも活断層さえある地層に、長い半減期の放射能をもつものを埋設処分するなどとは言語道断であり、また再処理工場によるプルトニウムの抽出・利用は世界的に破産している。先の参・衆の選挙で明瞭に示され、最近の朝日新聞社による世論調査でも改めて証明されたように、青森県民はこれら施設の計画内容を知れば知るほど、不安と反対の念を強くしており、今や七二パーセントの県民が不安を感じ、六二パーセントの県民が施設の建設に反対している。にもかかわらずこれら核燃料サイクル施設の建設の

ために予算を付け、強行するのは民主国家のするべきことではない。

二、新エネルギーの開発は

「原子力船研究開発」にいまだに浪費の上乗せをしているのは論外として、これも国际的にすっかり破綻した高速増殖炉や新型転換炉も中止することなく、依然として多額の予算をつけて建設を強行しつつあるのは、国税の大変な浪費であるばかりでなく、プルトニウムの本格的な大量使用によって、「むつ」とは比較にならないほど大きな危険をもたらすことになる。

核分裂型原子力開発に加えて、太陽光発電を始めとしたソフトエネルギーや未利用エネルギー、各種の省エネルギー技術や、核融合発電や、炭酸ガスの吸収・固定化等々の研究開発にこそ、十分な予算を振り向け体制も整備するべきである。

化石燃料に資源上と環境上の限界があり、核分裂型原発は国際的に未来なきものとなつて、太陽光発電などの更新性エネルギーの开发利用に大きな期待がかけられている。太陽光発電を実用化するためには、シリコン等の生産コストを下げることのできる技術革新と、光を電力へ転換する効率を引き上げることのできる技術革新が決定的に重要である。技術先進国である日本は、このような分野で

こそ可能なあらゆる機関を活用し協力しながら、一日も早く成功するよう、科学技術庁は全力をあげて推進態勢を整備し、予算もつけるべきである。これは通産省だけに任せていよい性質のものではない。

超伝導材料の研究開発の推進に前年は三五億円を計上しながら、三一億円に減らすのも理解できないところである。このような分野は研究予算を減らすことなく着実に拡充していかねばならない性質のものである。

三、貧弱な国際社会への貢献

「科学技術による国際社会への貢献」と銘打っているが、「国際研究交流の促進」には前年比約一億円減の二二億円足らずしか出そうとしている。「科学技術情報の国際交流の促進」にはたったの三億円足らずしかとられていない。「地球温暖化解明予測の総合的推進」には一〇三億円計上しているが、それも中心は「地球環境観測・監視の強化」の八八億円が中心であって、積極的に環境を改善するための科学技術の開発にはほとんど何もとられていない。技術先進国であるならば、炭酸ガスの吸収・固定のための研究開発等にも大きな予算をとつて本格的に推進すべきである。

四、危険をはらむ宇宙開発

宇宙開発においては、国会決議や宇宙開発

事業団法に反して、通信衛星が自衛隊の利用に供されているばかりか、SDIの研究開発に対する日本の参加・協力を進め、また米国防総省の参加を拒まない「宇宙ステーション計画」を推進するなど、歯止めなく宇宙開発

の軍事利用を拡大しながら、一昨年の一〇九億円から昨年は一一九四億円へと、約一〇%も増加させ、さらに新年度は一〇%増の一三一八億円が計上されている。

海洋開発は、八%増とはいえ、一〇七億円にすぎず、一昨年レベルに復したにすぎない。海洋国家日本にしてはあまりにもお寒い予算である。海洋は資源の宝庫である。すぐには実用性を持たない分野についても、長期的な視点で基礎的な研究開発を拡大・強化することが必要である。

五、生命を守るために研究開発は

防災科学技術の研究開発には、たつたの三六億円たらずしか計上されていない。地震、台風、豪雨、豪雪、噴火等が頻繁に発生し、被害も多い日本では、人命を大切にするためにも、財産・資源を守るためにも、これらに対する防災対策の研究開発体制を拡充することが、ぜひ必要である。

人の寿命が延び高齢者が多くなる時代を迎え、だれもが最後まで人間らしい生活をまつとうできるようになるためには、老人性痴呆

症等々に対しても科学技術が率先して基礎研究を充実することが必要であるが、こうした分野も欠けている。

六、お寒い基礎研究の充実

「創造的・基礎的研究の充実強化」には、三割増の一〇一億円を計上したが、目玉商品の「独創的個人研究育成制度」さきがけ研究二一の創設には五億円をとつてあるだけである。

研究開発のための基盤の整備の主要な柱として「科学技術情報流通の促進」に一昨年は六三億円とされていたが、昨年は七億円削減され、新年度はさらにそれより一億円強削減されてしまった。

わが国は近年、基礎研究への貢献が少ないこと国際的にも批判されている。科学技術会議政策委員会の国際問題懇談会もさきほんに化のためにはわが国自身の基礎研究を強化すること、地球環境問題など人類共通の課題に率先して取り組むこと、相手国の国情に応じたきめ細かい技術協力を進めること」等々の必要性を提言している。

研究費総額に占める政府負担の比率は先進国中最底のレベルにあり、政府支出の研究費は低迷を続いている。一日も早く「原子力庁」を脱皮し、国民にとって中・長期的に真に必要な、個々の企業では取り組みにくい科学技

術分野で、他省庁とも協力し、イニシアチブを發揮して研究開発を推進するべきである。

防衛予算

一、『大綱』路線を踏襲する『新中期防』

八九年の東欧の政治改革と昨年のドイツ統一という歴史的画期を踏まえて、わが国の安全保障政策の転換期を映しだすはずであった九一年度防衛関係費は、『防衛計画の大綱』路線の踏襲というもつとも安易な手法を選択した政府・自民党によって、「日米防衛ガイドライン」に基づく日米共同作戦体制の下で「三海峡封鎖・シーレーン防衛」「北方前方防衛」の作戦遂行能力の質的向上をはかる新中期防衛力整備計画（九一—九五年度）の初年度予算として位置付けられてしまつた。

具体的な主要装備の側面において『大綱』に定める量的水準を「おおむね達成」した後

の『新中期防』は、五年間の所要経費二兆七五〇〇億円程度（九〇年度価格、一ドル一

三六円換算）、伸び率三・〇%で、防衛力整備のテンポを大幅に引き下げた。その内訳みると、正面装備費は総額五兆一〇〇〇億円、構成比二二・四%、年平均伸び率二・一%（中

期防では二五・八、九・三）で、特に新規正面装備は三兆二〇〇億円でわずか一%の伸びにとどまっている。また、人糧費も年平均伸び率をわずか〇・六%に抑えたため、総額八兆五〇〇〇億円、構成比を三七・四%に落ちこんだ。一方、後方部門は年平均伸び率五・九%を確保、総額九兆一五〇〇億円は新中期防所要経費の四〇・二%を占め、後方充実の整備方針を反映している。しかし、正面整備の面で、F15、イージス艦、新戦車などの調達継続による旧式装備の新鋭装備への更新、AWACSや多連装ロケットシステムなどの新規装備導入、空中給油機、OTHレーダーの検討継続などを盛り込んでいる。『新中期防』は、正面装備の調達ベースを落しながらも、『日米防衛協力のための指針』（日米防衛ガイドライン）に基づいて策定された日米共同作戦研究が要請する防衛力の整備をめざして八六年度から開始された『中期防』を引き継いで、「質的向上」を追求している事実を見逃してはならない。

二、『新中期防』の初年度分を確保した九一年度予算

九二年度予算は、総額四兆三八七〇億四〇〇〇万円、伸び率五・四七%、対GNP比〇・九五五で、七九年度予算以降初めて伸び率が一般公共事業費の伸び率を下回つた。特に、

正面装備契約額（後年度負担を含めた調達経費）九九七一億円で八三年以来八年ぶりに七%減じたのに比べて、隊舎・宿舎・厚生施設の新增設など過去最大規模の「隊員施策の推進」をはじめとする後方の契約額が七%増加し、これにともなつて後年度負担の新規分における正面装備の対前年度伸び率がマイナス六・八%に対しても後方は同一二・〇%の大幅な伸びとなつており、前『中期防』で優先された正面装備の導入ペースを抑制するとともに、後方への傾斜配分によつて「均衡ある防衛力の整備」に乗り出したことを示している。主要正面装備は、火砲、装甲車、対空・対艦・対戦車の各種ミサイル、対戦車ヘリ、戦闘機以外は、概ね総量の縮小傾向を示しているものの『新中期防』の単年度分を確保するとともに、ハイテク新鋭装備による更新・近代化によつてこれを補完し、戦力の質的向上をはかっている。防空能力では、F-15飛行隊の定数増加、空自の六個高射群のペトリオットへの換装完了、陸自の高射特科群のホーク改善III型への換装着手がはかられる。周辺海域・シーレーン防衛能力では、三番目の護衛隊群用イージス型防空中枢艦の建造による洋上防空体制の整備、新大型汎用護衛艦の導入、潜水艦の減耗更新、P-3C百機体制に向けた増強着手やSH-60対潜トリへの更新継続による対潜作戦能力の向上がはから

れる。また、着上陸攻対処能力では、陸自が北方三番目の地対艦誘導弾部隊用のSSM-1調達によつて五個隊体制の構築に着手、F-4EJの改修によつてF-1支援戦闘機一個飛行隊の減耗補充に転用することによつて洋上撃破能力が増強されるとともに、対機甲戦力の中軸兵器である九〇式新戦車の調達や五番目の対戦車ヘリ隊用のAH-1S増強による五方面隊配備体制を推進、対戦車ミサイルや装甲戦闘車の継続調達、国産新携帯式対空誘導弾の新規導入によつて師団近代化・多様化が推進される。

三、指揮通信・情報機能の充実と研究開発

『新中期防』は、「将来における人的資源の制約の増大への的確な対応」を基本方針にうたつてゐるが、この対応策として隊員の生活環境の改善をはかるとともに、指揮・統制・通信・情報(C₃1)機能の充実や技術研究開発を追求し、人的側面の制約条件をわが国のハイテク技術優位の活用による資本的支出(武器車両等、航空機、艦艇の装備品購入と研究開発および施設整備)の高度化で突破しようとしている。九一年度のC₃1関連予算では、OTHレーダーの検討を進めるとともに、陸上の防衛統合デジタル通信網や潜水艦用超長波送信所や艦艇用衛星通信機能の整備などの

ほかに新たに方面隊の指揮所近代化、防空用移動式警戒監視システム、作戦情報処理システムなどの整備が盛り込まれている。また、研究開発はFSXの開発を進めるとともに新たに遠隔観測システムの開発などに着手し、技術研究本部予算のシェアが二・六%と引き続き上昇傾向を維持している。こうして後方重視の名のもとに拡充されるこれらの施策と装備及び組織・編成の合理化によつて総合的な防衛力の効率的な発揮がはかられようとしているのである。

四、日米地位協定のなし崩し的改悪

『新中期防』は、わが国周辺地域の安定のために日米安保体制の存在が「依然として重要」との認識にたつて、在日米軍駐留経費負担に関する新たな措置として、在日米軍従業員の基本給等及び光熱水料等について、計画最終年次の九五年度にその全額負担の方針を打ち出し、米国との間で既に特別協定を締結し、今国会に提出しようとしている。この新たな「思いやり予算」の期間中の累計は約二二〇〇億円と見積もられており、九一年度予算では、新たな負担は一〇二億三八〇〇万円、これまでの特別協定で負担していた従業員の八種類の手当を含めた新しい特別協定による負担は五九一億四〇〇〇万円が計上されている。これによつて、在日米軍駐留経費負



一九九一年度地方財政対策の内容と問題点

一、一九九一年度地方財政の環境

日本経済は好況を保ち、「いざなぎ景気」(五七ヵ月)(平成三年八月で並ぶ)に追い着く気配を示しているが、政府・財政当局は歳出の拡大機運に大きな危機感を抱き、平成二年七月に示された平成三年度予算(概算要求基準)においては、①経常経費の一〇%削減の継続、②投資的経費の前年度並横ばいーを基調として外事項経費として人件費、年金成熟化等に加え、投資的経費のうち公共投資に係る国庫補助率を六一年度水準として加算(二〇〇〇億円)、公共投資で↑おいて「生活関連重点化粧」を追加(二〇〇〇億円)するこのみを特徴とする内容となつた。すなわち、この時点すでに四三〇兆円に及ぶ公共投資基本計画を基にした平成三年度の生活関連施設への重点枠は二〇〇〇億円に絞られ、公共事業に係る国庫補助負担率の暫定措置(補助金カット)は、地方公共団体との約束であつた昭和五九年年度水準ではなく、六一年度水準とされるレールが引かれた。

の方策に関する報告」(二月二一日)では、「財政改革を一層推進するためには、まずもつて歳出の徹底した節減合理化に努めることが基本であり……」としたが、とりわけ社会保障・文教等を含めて地方負担強化を示唆しており、地方財政については地方単独事業の適正・合理化と借入金返済等の促進、さうに「大幅な財源余剰が生じた場合は地方交付税法第六条の三第二項の適用が検討課題になる」としている。

政府はこうした報告・建議を受け、二月二三日、「平成三年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解、同日に「平成三年度予算編成方針」を閣議決定したが、「地方公共団体の負担又はその職員数の増加を伴う施策は、厳にこれを抑制する。」とした。

このように、概算要求基準の段階から(平成二年三月の財政審査申を含めて)地方財政における歳出は抑制される一方、国の追加財政需要等によって交付税本体に切り込まれる環境が徐々に形成された。

平成三年度地方財政計画は、二月八日の閣議了解・一五日決定までに確定せず、現時点においてはその概数しか示しえないが、その概要は「別表」の通りであり、特徴は次のとおりとなつてている。

歳入歳出規模は、七〇兆八八〇〇億円、五六%の増(交付税交付総額は七・九%の増)となっているが、平成二年年度が七・〇%増であつたこと、国が六・二%の伸びであることを勘案すれば抑制されたものといえ、国の伸びを下回つたのは昭和五八年度以来である。

歳入にあつては、地方税が改正含みで三兆六七八〇億円、六・一%増であり、道府県民税所得割二三・六%増、法人税割二九・三%、利子割七一・四%の増、市町村税にあつては所得割六・九%の増、法人税割四・八%の減、固定資産税九・二%の増などとなつてゐる。地方譲与税は一兆七七四六億円、消費譲与税の九八二億円の減によりマイナス三・六%となつてゐる。

また、地方交付税は一四兆八四〇四億円、七・九%の増となつてゐるが、六三年度七・五%増、元年度が一七・三%増と比べるとこれは後述の通り操作された結果である。一般財源比率は、六九・五%とされている。

地方債については、総額は九兆〇八一五億円、二七七一億円の増、依存度六・七%であるが、普通会計分は五兆六一〇七億円、対前

二、地方財政計画の骨格

地方財政計画の増減の推移

地方財政計画	58'	59'	60'	61'	62'	63'	元	2'	3'
総額	0.9	1.7	4.6	4.6	2.9	6.3	8.6	7.0	5.6
一般歳出	▲0.1	0.9	4.0	4.7	2.7	7.0	9.6	8.2	

体の公債費負担比率は、市町村で二〇%以上が六七〇団体、一五%以上が八七〇団体など財政硬直化が進んでいることは周知の通りである。投資的経費は二兆七四〇〇億円となっており、単独事業は一三兆二七〇〇億円、

年度〇・二%の減であり、特別会計分は逆に九・一%の増となっている。

これらには補助金カットの財源対策分も入っている（普通会計分六四八一億円、公営企業会計分一七五〇億円。以上の結果、地方の借入金残高は平成三年度末で約六八兆円程度とされる。

歳出では、給与関係費が一兆六六四〇〇億円であり、教職員・警察・消防を除くと約一%の職員削減が予定されているが、教職員は逆に差し引き九四八三人増とされている。公債費は五兆八四二〇億円であるが、個々の団

一〇・〇%の伸びであるが、直轄・補助事業は一・九%の増に留まっている。

三、地方交付税の特例減額

こうした地方財政計画の伸びの抑制原因が地方交付税に如実に表われている。「別表」の交付税の算定基礎にあるとおり、平成三年度の地方交付税の法定額は本来、一兆四七四九億円で対前年度当初比九・三%の増、実額にして約一兆二〇〇〇億円の増であり、地方財政計画も九%台の伸びを確保できるはずであった。しかし、財政審答申や国債発行縮減という国の財政目標のもとに、交付税特別会計借入金の繰り上げ償還一兆〇七一九億円、さらには地方交付税法附則第三条に基づくとされる特例措置（特例減額）実質的には交付税特別会計の既応の借入金の振り替え繰り上げ償還と説明されている）及び昭和五九年度における交付税特例措置の後年度清算分の繰り上げ償還併せて五〇〇〇億円、並びに附則第四条に基づき過去の補助金カット等に対する財源補填措置として後年度に交付税に加算されるとしてきた平成三年度加算額二五四五億円が平成六年度以降加算へと繰り越された（なお、平成四年度には二八八五億円、五年度には二九二四億円など、平成二年度交付税法改正においては総額一兆二〇七三億円が平成三年度から一三年度までの各年度の交付税法

定額に加算される規定となっている）。この結果、平成三年度の地方交付税交付総額は、一四兆八四〇〇億円となつたものである。なお、交付税の中にも一兆九四六〇億円の財源対策債等償還基金の積立が盛り込まれている。

したがって、この措置を仮りに是としたとしても、国の理屈から言えば平成三年度の建設国債発行額は、補助金カットの昭和六一年度補助率への戻し（約一五〇〇億円とされる）があつたとしても五〇〇〇億円の減額となるはずであるが、実際には二年度当初比二五〇二億円の減額にしかなつてない。

交付税法附則第三条は、昭和五九年度に設けられたものであるが、これは昭和五〇年度以来の地方財政の恒常的な財源不足に対し、本来六条の三第二項の規定に基づき、交付税率の引き上げ等をもつて対応すべきところを地方債の増発と交付税特別会計の借入金で賄われ、その元利は後年度国の責任で償還するとしていたものが、国と地方の折半され、そのかわり今後、財源不足が生じた場合は借入等によらず、国がその年度の交付税に特例加算するとされて挿入された条項である。したがつて、第六条に基づく法定額を特例減額するためのものではない。また、法定加算も過去の借入金に対する国の負担分であり、それを先送りするのは理不尽である。また、附則三条の規定もその後、補助金カットによつ

主な経常経費に係る国庫負担率等の改定状況

	59	60	61	62・63	元	2	3-5
生活保護等	8/10	7/10	⇒	⇒	3/4 恒久	⇒	⇒
措置費等	8/10	7/10	1/2	⇒	1/2 恒久	⇒	⇒
義務教育費							
恩給	1/2	⇒	1/3	⇒	一般財源	⇒	⇒
追加費用	1/2	⇒	1/3	⇒	1/3	1/3	1/3
長期給付	1/2	⇒	⇒	1/3	3/8	1/2	⇒

主な公共事業等に係る国庫補助負担率の改定状況

事業	59まで	60	61	62-平成2	平成3-5
河川					
直轄河川改修費（一般分）	2/3	6/10	6/10	5.5/10	6/10
" (大規模分)	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
中小河川改修費（一級河川）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
" (大規模分)	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
砂防（一般分）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
治山					
直轄治山事業費	2/3	6/10	6/10	5.5/10	6/10
治山事業費（山地治山）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
" (総合治山)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
海岸					
高温対策費（特定海岸）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
侵食対策費（特定海岸）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
道路					
一般国道直轄改築	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
一般国道道路改築	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
地方道改築	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
道路事業調査費（直轄国道）	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
街路（一種改良）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
港湾					
特定重要港湾（直轄）	7.5/10	2/3	2/3	6/10	2/3
臨港道路（新交通システム）	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
漁港					
漁港修築費（特3種）	7/10	6.5/10	6/10	5.75//10	6/10
漁港改築費（"）	7/10	6.5/10	6/10	5.75/10	6/10
空港					
第二種空港（A）	3/4	2/3	2/3	6/10	2/3
" (B)	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
下水道					
公共下水道 終末処理場	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
流域下水道 管きよ	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
" 終末処理場（第一種）	3/4	2/3	6/10	5.75/10	6/10
" " (第二種)	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
農業基盤					
広域農道	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
農地開発	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
防災ダム	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
干拓	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
国営かんがい排水（一般型）	6/10	5.5/10	5.5/10	5.25/10	.5/10
林道					
広域基幹林道	6.5/10	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
峰越連絡幹線林道	2/3	6/10	5.5/10	5.25/10	5.5/10
沿岸漁場整備					
人工礁漁場造成	7/10	6.5/10	6/10	5.75/10	6/10

て財源不足が作り出されるということをもつて現実には反故にされると同様になつているのである。

平成三年度の基準財政需要額の伸びについては、道府県分四・〇%、市町村四・五%の増、投資的経費については同四・〇%、五・〇%の増、公債費については同二・三、七・一%の増とされているが、こうした伸びが適正なものか否かもかかわってくる。

四、国庫補助負担率の特例 (補助金カットの継続)

平成三年度地方財政対策の第二の特徴は、

国庫補助負担率の特例（義務教育費国庫負担の共済追加費用と公共事業）、いわゆる補助金カットである。

その概要は、「別表」とおりであるが、平成三年度における影響額は追加費用が九〇七億円、公共事業が六三〇〇億円（これ以外に公営企業関係が約一七五〇億円ある）となつていて。

これらについては、「公共事業等の補助率等に関する関係省庁検討会」で一二月二一日に申し合わされ、関係大臣間で覚書が交わされたものであり、同日に大蔵・自治大臣間でそたるものである。共済追加費用について

では、交付団体分七二六億円が後年度の交付税に加算され、不交付団体分は調整債の増発で対応するとされ、また公共事業費分については臨時財政特例債によつて手当てされることとなつた。

四三〇兆円の公共投資といつても、その七割強は地方公共団体が実施するものであり、地方負担は約六割となつてゐる。公共投資の約四割は地方単独事業であり、補助事業を上回る事業を実施しているのである。しかも、こうした補助事業はみな省庁の繩張りによつて既得権化され、生活関連枠すら「別表」の通り概括従前の配分が重視されている有様である。

再三の約束を破つての国庫補助負担率の特例延長は遺憾としかいいようがない。地方財政の借入金は平成三年度末で約六八兆円となり、国の一六八兆円よりは少ないが個々の団体で見れば財政構造は極めて悪い。例えば国保会計だけを見てもその赤字は平成元年度にあつては一一〇四億円、二四七市町村が赤字である。公債費負担比率も年々上昇しており、過疎団体をはじめ国全体のテンポよりかなり早く高齢社会が到来し、財政需要は増大して

生活関連枠2000億円省庁配分

		(億円)
建設省	1309	環境庁 12
農水省	277	沖縄開発 3
運輸省	145	文部省 75
通産省	31	郵政省 10
厚生省	114	自治省 5
国土庁等	4	公共事業 1750
警察庁	6	非公共事業 250
科技庁	7	

平成2年度事業費と生活関連枠シェアの比較 (%)

	平成2'	生活関連枠
治山治水	17.5	8.6
道路	28.8	21.4
港湾・漁港・空港	8.3	8.4
住宅	12.3	20.2
下水道・公園・環境衛生	15.4	30.0
農業基盤	14.0	8.9
林道工業用水	2.5	2.1

五、地域福祉基金と土地開発基金

第三の特徴は、二つの基金が交付税措置されることとなつた点であろう。総合的に勘案すれば、交付税の特例減額や補助金カットの見返り的に認められたのが、地域福祉基金と土地開発基金である。

地域福祉基金については、第一一六特別国會において地方交付税改正案に対して、參議院の与野党逆転という情勢のもとで法案の成立には野党の賛成が必要であり、また野党が反対すれば混乱を招くという認識の中で、野党が法案成立の協力の条件として提案し、附された特別決議に基づくものである。平成三年度にあつては二一〇〇億円（都道府県七〇〇億円、市町村一四〇〇億円）が人口を中心とした高齢者比率によって補正し、配分されることとなつた（交付税の単位費用として起こされる）。この基金自体は野党の主張が実現したもので、今後、地域福祉充実の財源としてさらに育っていくべくものである。ただし、政府にあつては基金の使途について民間への助成を中心とするとしており、この点は地域福祉の充実等の観点から官民を問わず使途できるよう改めさせることが必要である。

また土地開発基金は、地方公共団体が公共用地を先行取得するため運用されるものであり、既にその原資は昭和六三年度現在一兆

二三七三億円となつており、これに五〇〇〇億円が加えられる。配分等については現時点では示されていない。

六、税制改正

① 税収等

平成三年度の地方税収入見込は前述のとおり、三三兆六七八〇億円、六・一%増とされている。また、譲与税は一兆七七四六億円、五・六%減である。「別表」のとおり、約六五〇〇億円の住民税減税が実施されるが、これは固定資産税収入増収分の全額（平年度ベース）である。

また、特別地方消費税についてはその免稅点を引き上げるとともに、収入の五分の一を当該市町村に交付するとしている。特別地方消費税については、昨年度（平成二年度）「日切れ」法案ではないにもかかわらず（三月三一日に期限切れとなるもの、特消費税は一〇月一日施行であった）、政府・自民党が強引に成立を図り、消費税問題とも関連して修正削除されたものである。

消費税については、平成三年度の総税収は六兆一八〇〇億円と見積られ、消費譲与税として一兆一六二一億円、交付税分として一兆一八六六億円が地方分となる。なお、消費税については、税制問題等に関する両院合同協議会においてその改廃が協議され、平成三年

度に緊急是正となつていていたが、政府・自民党が昨年国会に提出した見直し案一兆一三五〇億円の負担軽減を引っこめ、一四八〇億円での緊急是正を打ち出したため協議が今年に持ち越されている。

② 土地税制

國税として地価税が創設される予定であるが、シャウブ税制以来、土地保有課税は地方税という税の理念を覆すものである。ただし、土地神話を打破するため、社会党は國税の創設は止むなしとし、固定資産税の改革を推進すべしとしてきた。

しかし、固定資産税については、予定通り評価替えが行われ、税額が大幅にアップされるだけでさしたる改革の具体案が示されていないのが実情である。従来と異なるのは、①個人の住宅用地については負担増の大きいものは負担調整期間が従来の三年から五年に延長される（ただし三年目には再び評価替えの年度となる）、②市街化区域内農地について「逆線引き」が生産綠地の選択以外は宅地並課税となる、③路線価の一部が公開される（公示地點数を参考に、ただし四月以降とされる）、④固定資産税ではないが、特別土地保有税の強化改正が行われる、⑤免税点が若干引き上げられるなどである。

地価を三割引き下げるなどをめざすとされた新土地保有税だが、ふたを開けてみれば極

めて低い税率に加えて基礎控除、課税最低限、さらには損金算入措置などによつて土地投機によつて巨利を得た大企業等はほとんど痛手を受けず、土地神話は打破されず、土地投機は再び繰り返される懸念が大きい。一方、庶民が負担する固定資産税は、平均三割のアップ、札幌・千葉・横浜・名古屋・京都・神戸など大都市では軒並み六割以上の大負担増となる。政府は増税分は全額住民税減税にまわすとしているが、減税層と固定資産税負担層の構造には相違があり、また、団体間でも異なる。地方圏にあつては減税分はそのまま税収減となる。

さらに、三年後の平成六年には評価額を公示価格の一定割合（六一七割）、現行の約三倍に引き上げるとされている。負担調整は行うとしているが、その内容は明らかでなく、不案が大きい。一例を挙げれば、平成三年度の東京特別区の固定資産税最高路線価は 1m^2 七六八万円、平成元年度の同様の地価公示は三五〇〇万円、同様の相続税評価（最高路線価）は三三〇〇万円である。これらにはバブルが含まれており、評価方法と税率等の調整なくしては、税の規準価格の統一は困難である。社会党としては、住宅用地・小規模住宅用地の特例の拡充を条例等で行えるよう要求し、その財源確保を地価税の譲与税化等で行うよう主張している。

七、予算外のその他の施策

参議院における与野党逆転は、先の地域福祉基金の創設のごとく良い緊張関係をもたらすとともに、また対応も現実的かつ協調的にならざるをえない要素も含んでいる。

例えば、政府提出の地方自治法改正案については、一九八六年の地制調答申、第一〇三国会に法案提出以来、職務執行命令訴訟制度（マンディマス・プロシーリング）の改正をめぐり、社会党・公明党等と政府・与党の対決法案として廃案・継続を繰り返してきた。しかし、自民党から野党の意見を取り入れ、修正の上成立を期したい旨の申し出があり、修正すべき事項、答弁等で確認すべき事項、決議等を附すべき事項を整理した上で適切に対処することを党的方針とした。この結果、マンディマス問題については、現行法制度の趣旨を尊重・堅持し、改正案の「裁判抜き代執行」制度への転換をやみ、国（主務大臣）からの一回訴訟提起とする。現行「国から二回訴訟」を一回とする代替措置としての慎重な行政手続きとして、本制度運用の条件規定の厳格化、主務大臣の勧告制度の新設等を加え、内閣総理大臣による知事罷免権は廃止することで合意に達した。

第一二〇国会には、現在、婦少審で議論されているものがまとまれば「地方公務員の育児休業に関する法律案」（仮称）も提出される予定である。

さらに、新産都・工特、三圈整備、公害防正の上成立を期したい旨の申し出があり、修正すべき事項、答弁等で確認すべき事項、決議等を附すべき事項を整理した上で適切に対処することを党的方針とした。この結果、マンディマス問題については、現行法制度の趣旨を尊重・堅持し、改正案の「裁判抜き代執行」制度への転換をやみ、国（主務大臣）からの一回訴訟提起とする。現行「国から二回訴訟」を一回とする代替措置としての慎重な行政手続きとして、本制度運用の条件規定の厳格化、主務大臣の勧告制度の新設等を加え、内閣総理大臣による知事罷免権は廃止することで合意に達した。

同時に警戒すべきは、第三次行革審の議論の推移によつては、公立病院統廃合等はもとより、公営企業への介入が強まる恐れがあるとともに、留置施設法案が再び提出される動きがあることである。財界は、道州制の検討とその前提として市町村の合併推進を示唆しており、財政問題も含めて地方自治に対する介入と攻撃は厳しいものがある。

党は、地方自治の本旨を守り、自治の拡大、自治体行政の拡充を追求し、国会においても党運動方針の基調である「鮮明な争点と大胆な協調」に基づき、国会闘争をたたかう。

また、地縁団体の問題についても、その目的が共有財産の維持・管理に目的があること

を明確にし、戦前のごとく行政下請け機関とはしない等の抜本修正を行い、複合事務組合化に対する知事勧告権の創設規定については削除、さらに、沖縄、広島における慰霊の日等、国民が広く周知し、全住民的に記念すべき自治体が独自に定める特別の休日を認めることとされ、法案は成立の展望が出てきた。

第一二〇国会には、現在、婦少審で議論されているものがまとまれば「地方公務員の育児休業に関する法律案」（仮称）も提出される予定である。

地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 岁入歳出総括表

(単位: 億円, %)

区分	平成3年度 (A)	平成2年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)	平成2年度 増減率
(歳入)					
地方税	326,780	307,907	18,873	6.1	7.5
地方譲与税	17,746	18,409	▲ 663	▲ 3.6	26.7
地方交付税	148,404	137,594	10,810	7.9	10.3
国庫支出金	106,830	102,521	4,309	4.2	1.6
地方債(特定資金を除く)	(56,107) (47,571)	(56,241) (47,638)	(▲ 134) (▲ 67)	(▲ 0.2) (▲ 0.1)	(1.2) (1.5)
使用料及び手数料	12,203	11,624	579	5.0	4.7
雑収入	40,778	37,106	3,672	9.9	7.9
計	708,848	671,402	37,446	5.6	7.0
(歳出)					
給与関係経費	196,448	183,106	13,342	7.3	5.3
一般行政経費	138,390	128,638	9,752	7.6	4.5
補助	60,909	58,422	2,487	4.3	3.9
単独	75,381	70,216	5,165	7.4	5.1
地域福祉基金	2,100	—	2,100	皆増	—
公債費	58,421	59,023	▲ 602	▲ 1.0	▲ 4.3
財源対策債等償還基金	19,460	20,753	▲ 1,293	▲ 6.2	116.1
維持補修費	7,846	7,692	154	2.0	2.1
投資的経費	227,350	213,550	13,800	6.5	3.9
補助	94,648	92,912	1,736	1.9	0.1
単独	132,702	120,638	12,064	10.0	7.0
公営企業繰出金	20,433	18,440	1,993	10.8	8.5
土地開発基金	5,000	—	5,000	皆増	—
不交付団体水準超経費	35,500	40,200	▲ 4,700	▲ 11.7	36.3
計	708,848	671,402	37,446	5.6	7.0

(2) 岁入歳出構成比

(単位: %)

歳入	平成3年度	平成2年度	差引	歳出	平成3年度	平成2年度	差引
地方税	46.1	45.9	0.2	給与関係経費	27.7	27.3	0.4
地方譲与税	2.5	2.7	▲ 0.2	一般行政経費	19.5	19.2	0.3
地方交付税	20.9	20.5	0.4	公債費	8.2	8.8	▲ 0.6
国庫支出金	15.1	15.3	▲ 0.2	財源対策債等償還基金	2.8	3.1	▲ 0.3
地方債(特定預金を除く)	(7.9) (5.7)	(8.1) (5.7)	(▲ 0.5) (▲ 0.4)	維持補修費	1.1	1.1	0.0
使用料及び手数料	1.7	1.7	0.0	投資的経費	32.1	31.3	0.3
雑収入	5.8	5.5	0.3	公営企業繰出金	2.9	2.7	0.2
計	100.0	100.0	—	土地開発基金	0.7	—	0.7
				不交付団体水準超経費	5.0	6.0	▲ 1.0
				計	100.0	100.0	—

税目別内訳

(単位: 億円)

税 目	平成2年度度							(g) — × 100	
	平成2年度度		現行法によ る収入見込 額	税制改正による増減(△) 収見込額		改正法によ る収入見込 額	平成2年度度 に対する増 減(△) 収 見込額		
	当初見込額	行法による 増減(△)		(a)+(b)	地方税制の 改正による もの				
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)		
A (1) 道府県税 1. 普通税 府県民税	41,228	8,729	49,957	△ 470	0	△ 470	49,487	8,259	120.0
個人均等割	279	5	284				284	5	101.8
法人均等割	645	32	677				677	32	105.0
所得割	21,316	3,378	24,694	△ 470		△ 470	24,224	2,908	113.6
法人税割	8,187	△ 2,399	5,788		0	0	5,788	△ 2,399	70.7
利子割	10,801	7,713	18,514				18,514	7,713	171.4
2. 事業税	64,716	△ 673	64,043		△ 3	△ 3	64,040	△ 676	99.0
個人 人	2,007	453	2,460				2,460	453	122.6
法人	62,709	△ 1,126	61,583		△ 3	△ 3	61,580	△ 1,129	98.2
3. 不動産取得税	6,473	△ 375	6,098	△ 22		△ 22	6,076	△ 397	93.9
4. 道府県たばこ税	3,456	104	3,560				3,560		104
5. ゴルフ場利用税	922	19	941				941	19	102.1
6. 特別地方消費税	1,006	973	1,979	△ 601		△ 601	1,378	372	137.0
7. 自動車税	12,008	600	12,608				12,608	600	105.0
8. 鉱区税	6	0	6				6	0	100.0
9. 狩猟者登録税	22	△ 1	21				21	△ 1	95.5
10. 固定資産税(特別分)	220	12	232				232	12	105.5
普通税計	130,057	9,388	139,445	△ 1,093	3	△ 1,096	138,349	8,292	106.4
(2) 目的税									
1. 自動車取得税	5,474	283	5,757	△ 3		△ 3	5,754	260	105.1
2. 軽油引取税	7,846	760	8,626				8,626	780	109.9
3. 入猟税	16	△ 1	15				15	△ 1	93.8
(3) 道府県税計	143,393	10,450	153,843	△ 1,096	3	△ 1,099	152,744	9,351	106.5

税目別内訳

(単位:億円)

税 目	平成2年度 当初見込額	平 成 3 年 度					(G) — × 100 (a)	
		平成2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△) 収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正によ る増減(△) 収見込額	税制改正によ る収入見込 額	平成2年度 当初見込額 に対する増 減(△) 収見込額		
B 市町村税								
(1) 普通税								
1. 市町村民税	85,242	7,871	93,113	△ 5,085	1 △ 5,084	88,029	2,787	103.3
個人均等割	796	13	809			809	13	101.6
法人均等割	2,496	158	2,654			2,654	158	106.3
所得割	56,018	8,934	64,952	△ 5,085		59,867	3,849	106.9
2. 固定資産税	25,932	△ 1,234	24,698		1	24,699	△ 1,233	95.2
土地	59,358	5,597	64,955	△ 135		64,820	5,462	109.2
家屋	23,306	2,208	25,514	△ 72		25,442	2,136	109.2
償却資産	22,907	1,867	24,794	△ 44		24,750	1,843	108.0
純固定資産税小計	58,887	5,578	64,465	△ 135		64,330	5,443	109.2
3. 交付金	471	19	490			490	19	104.0
3. 軽自動車税	850	61	911			911	61	107.2
4. 市町村たばこ税	6,114	182	6,296			6,296	182	103.0
5. 純益税	23	△ 1	22			22	△ 1	95.7
6. 特別土地保有税	580	104	684	79		79	763	131.6
普通税	152,167	13,814	165,981	△ 5,141	1 △ 5,140	160,841	8,674	105.7
(2) 目的税								
1. 入湯税	168	13	181			181	13	107.7
2. 事業税	2,854	151	3,005			3,005	151	105.3
3. 都市計画税	9,323	792	10,115	△ 108		10,007	684	107.3
4. 水利地盤税等	2	0	2			2	0	100.0
目的税計	12,347	956	13,303	△ 108		13,195	848	106.9
(3) 市町村税計	164,514	14,770	179,284	△ 5,249	1 △ 5,248	174,036	9,522	105.8

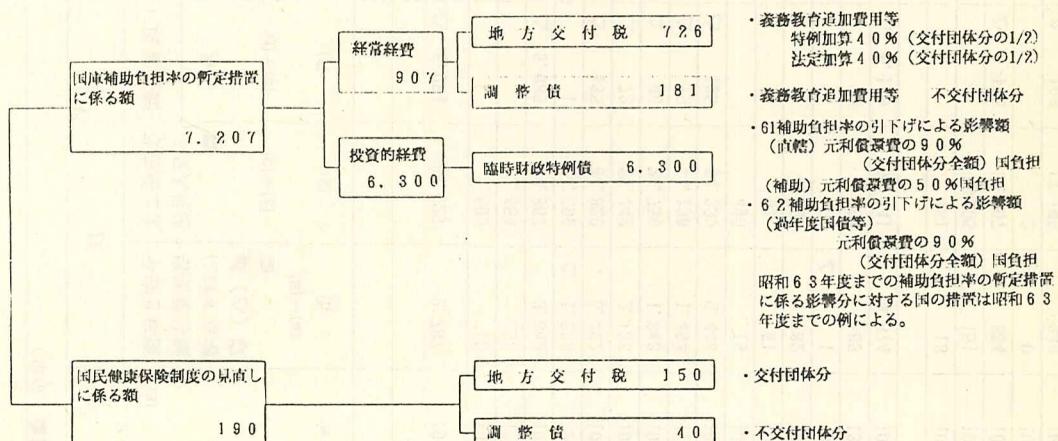
平成3年度地方交付税算定基礎

(単位:百万円、%)

区分	平成3年度 予算額 A	平成2年度			増減額		増減率	
		当初B	補正	最終C	A-B D	A-C E	D/B E/C	
国 法 人 税	所得税	25,738,000	21,372,000	2,973,000	24,345,000	4,366,000	1,393,000	20.4 5.7
	法人税	19,267,000	19,711,000	-1,074,000	18,637,000	-444,000	630,000	-2.3 3.4
	酒税	2,000,000	1,914,000		1,914,000	86,000	86,000	4.5 4.5
	計(ア)	47,005,000	42,997,000	1,899,000	44,896,000	4,008,000	2,109,000	9.3 4.7
地 方 税	消費税の4/5(イ)	4,944,000	5,320,000	-450,000	4,870,000	-376,000	74,000	-7.1 1.5
	たばこ税(ウ)	987,000	957,000		957,000	30,000	30,000	3.1 3.1
地 方 税 付 付 税	(ア) × 3.2%	15,041,600	13,759,040	607,680	14,366,720	1,282,560	674,880	9.3 4.7
	(イ) × 2.4%	1,186,560	1,276,800	-108,000	1,168,800	-90,240	17,760	-7.1 1.5
	(ウ) × 2.5%	246,750	239,250		239,250	7,500	7,500	3.1 3.1
	小計	16,474,910	15,275,090	499,680	15,774,770	1,199,820	700,140	7.9 4.4
方 方 税 付 付 税	積算分 (元年度分)			156,064	156,064		-156,064	-100.0
	特例措置分		23,000		23,000	-23,000	-23,000	-100.0 -100.0
	60年度地方交付税 特例措置第一郎返済	-49,760	-23,000		-23,000	-26,760	-26,760	116.3 116.3
	地方交付税法附則第 3条に基づく交付税 特例措置	-450,240			-450,240	-450,240		
付 付 税 税	計 (一般会計戻入れ)	15,974,910	15,275,090	655,744	15,930,834	699,820	44,076	4.6 0.3
	返還企	47	254		254	-207	-207	-81.6 -81.6
	特別会計戻入企	-1,071,895	-1,410,600	-51,900	-1,462,500	338,705	390,605	-24.0 -26.7
	借入金等利子充当分	-62,700	-105,300	-35,300	-140,600	42,600	77,900	-40.5 -55.4
内 訳	合計	14,840,362	13,759,444	568,544	14,327,988	1,080,918	512,374	7.9 3.6
	普通交付税	13,949,896	12,933,639	534,431	13,468,070	1,016,257	481,826	7.9 3.6
	特別交付税	890,466	825,805	34,113	859,918	64,661	30,548	7.8 3.6

(参考)

国庫補助負担率の暫定措置等に係る財源措置



(注1) 上記のほか、地方公営企業に係る国庫補助負担率の暫定措置による国費減額相当額
1,750億円についても、臨時財政特例債(企業債)の発行により対処することとして

おり、地方債計画上、臨時財政特例債は普通会計分と合わせて8,050億円である。

(注2) 敷設については、精査の結果、異動を生ずることがある。

1 平成3年度地方税制改正増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1. 個人住民税	△ 470	△ 5,085	△ 5,555	△ 547	△ 5,916	△ 6,463
(1) 税率構造の改正	△ 262	△ 4,478	△ 4,740	△ 304	△ 5,207	△ 5,511
(2) 基礎控除等の引上げ等	△ 205	△ 602	△ 807	△ 239	△ 702	△ 941
(3) 所得割の非課税限度額の引上げ	△ 3	△ 5	△ 8	△ 3	△ 6	△ 9
(4) 日本赤十字社に係る寄附金控除制度の創設				△ 1	△ 1	△ 2
2. 不動産取得税	△ 22		△ 22	△ 96		△ 96
住宅等に係る軽減措置の要件の緩和等	△ 22		△ 22	△ 96		△ 96
3. 特別地方消費税	△ 601		△ 601	△ 902		△ 902
免税点の引上げ等	△ 601		△ 601	△ 902		△ 902
4. 自動車取得税	△ 3		△ 3	△ 4		△ 4
安全対策規制適合車への買換えに係る特例措置	△ 3		△ 3	△ 4		△ 4
5. 固定資産税		△ 135	△ 135		△ 199	△ 199
(1) 免税点の引上げ		△ 172	△ 172		△ 176	△ 176
(2) 負担調整率の変更		18	18		12	12
(3) 新築住宅に係る軽減措置の要件の緩和		△ 13	△ 13		△ 60	△ 60
(4) 非課税等特別措置の整理合理化		32	32		25	25
6. 特別土地保有税		79	79		698	698
三大都市圏の特定市における強化(免税点の引下げ等)		79	79		698	698
7. 都市計画税		△ 108	△ 108		△ 76	△ 76
(1) 免税点の引上げ		△ 26	△ 26		△ 27	△ 27
(2) 負担調整率の変更		△ 82	△ 82		△ 49	△ 49
合 計	△ 1,096	△ 5,249	△ 6,345	△ 1,549	△ 5,493	△ 7,042
国の税制改正に伴うもの	△ 3	1	△ 2	△ 3	2	△ 1
法人住民税	0	1	1	0	2	2
法人事業税	△ 3		△ 3	△ 3		△ 3
再 計	△ 1,099	△ 5,248	△ 6,347	△ 1,552	△ 5,491	△ 7,043

2 平成3年度地方税收入見込額

(単位:億円)

区 分	平成2年度 当初見込額 (a)	平成3年度 収入見込額				
		平成2年度当初 見込額に対する 現行法による 収入見込額 (a) + (b)	現行法による 増減収見込額 (c)	税制改正による 増減収見込額 (d)	改正法による 収入見込額 (e)	(e)/(a) × 100 (%)
道府県税	143,393	10,450	153,843	△ 1,099	152,744	106.5
市町村税	164,514	14,770	179,284	△ 5,248	174,036	105.8
計	307,907	25,220	333,127	△ 6,347	326,780	106.1

特集

II 中東湾岸戦争関係

一九九一・一・一〇

中東湾岸危機に関するジュネーブ会談について（談話）

日本社会党
書記長 山口鶴男

ジュネーブにおける米国、イラク両外相の直接対話によって、中東湾岸危機の平和解決

の方向が見出せなかつたことは極めて残念である。しかし、わが党は、国連決議の期限で

ある一月一五日までの間、平和解決を求める世界世論を背景に国連や関係諸国の努力によりギリギリまで和平の努力をしたい。

そのため、わが党は土井委員長を団長に、フランス、イラクなどに中東和平代表団を派遣し努力を行つてゐる。中東湾岸危機を開拓するためには日本政府は、安保理事会の五常任理事国との協力と支援のもとに国連事務総長が全面的なイニシアチブを發揮するよう緊急に関係国に働きかけるべきである。

中東湾岸の戦争回避のための緊急申し入れ

一九九一・一・一一

ジュネーブにおける米国・イラク外相会談がもの別れに終わつたことで、中東における湾岸情勢は、戦争の危機をつのらせている。もはや一刻の猶予も許されない。政府は、この一触即発の危機的な事態を回避するため、全力をあげて、平和解決に向け、

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

こと。

あらゆる手段を講ずるべきである。このため、以下の行動を緊急に起すこと強く申し入れる。

二、国連事務総長に戦争回避のための全面的なイニシアチブの發揮を求めるのこと。

右、強く申し入れる。

一、戦争回避のための国連安全保障理事会を直ちに招集し、緊急討議を行ふよう議長国及び常任理事国など関係諸国に働きかける

一九九一年一月一日

内閣総理大臣
海部俊樹殿

談話

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、中東湾岸危機の解決にむけての国連安保理事会が決議しよイラク軍のクウェートから撤退期日がすぎた。しかし、撤退が実現せず、和平解決の糸口さえも見出しえないことは、きわめて残念である。

一、わが党は、米国、イラクの直接対話などが不調に終った後も、土井委員長を団長とする中東代表団を派遣し、平和解決のため努力してきたが、今後とも軍事衝突を回避するため努力する決意である。

一、党は、軍事力によつて地域紛争を解決しようとするうごきに反対し、世界の平和を

もとめる人びとともに、中東湾岸危機の平和解決に努力していく。日本政府にたいし緊張を激化させる、多国籍軍への協力援助を中止し、積極的の和平のための努力をもとめる。

党 声 明

日本社会党

一、中東湾岸の和平をもとめる国際世論に反し、本日、戦闘が開始されたことは、きわめて残念である。

わが党は、世界の人びとともに、米軍を中心とする多国籍軍、イラク軍の双方が戦闘を拡大することなく、直ちに停戦するようもとめる。

したがつて、わが党は国連安保常任理事国をはじめ関係国が緊急に安保理事会を召集し中東湾岸の戦闘の不拡大、即時停戦、クウェート問題の平和的解決、パレスチナ問題をはじめとする中東和平会議の開催について緊急に検討することを求める。

一、政府は、この事態にたいし、米国に多国籍軍への全面的な協力を表明し、日本国憲法をもこえた超法規的な協力措置を検討している。海部首相は、自民党との協議のみで対処しようとしているが、このようないい被害を与えることは必至である。

一、党は、この方針に基き、緊急に各界連絡会議等を開催し、広く国民の結集を呼びかけ和平達成にむけての広範な運動をすすめていく。各都道府県本部は、それぞれの地域で、緊急行動をおこす。

わが党は、海部首相にたいし平和憲法の原則にたつて和平解決に努力するため、直ちに党首会談を開催するよう提唱するところに、野党各党にも呼びかけ、二五日再開予定をくり上げ、国会を緊急に開会するようもとめる。

中東湾岸戦争への支援中止を

求める申し入れ

一九九一・一・二三

本日、政府は、中東湾岸戦争における多国籍軍への全面支援のための九〇億ドルの追加支出と自衛隊機の派遣についての方針を決定すると伝えられている。九〇億ドルの追加支出は、戦争費用そのものであり、集団的自衛権の行使を否定した憲法に違反するものには

かならず、超法規的な自衛隊機派遣は、昨年

の臨時国会で国民世論によつて決着がつけら

れた自衛隊の海外派兵に道を開くものである

ことは明らかである。政府方針はまた、国際

紛争を解決する手段として、武力の行使を否

定した日本国憲法の精神を全く踏みにじるだ

けでなく、戦争の泥沼化への道をたどること

に積極的に加担するものであり断じて容認で

きない。

戦争が長期化すれば、その被害は戦争当事

国だけでなく、湾岸周辺諸国に広く及ぶこと

一九九一・一・二四

中東湾岸戦争支援のための政府方針の 決定について（談話）

日本社会党
書記長 山口鶴男

一、本日、政府は、わが党の戦争支援援助中止の申し入れにもかかわらず、中東湾岸戦争における多国籍軍への支援のための九〇億ドルの追加支出と自衛隊機の派遣についての方針を決定した。

わが党は、戦争の被害をこうむる周辺国

は必至であり、また、世界経済や地球環境に与える影響も重大なものとなることが想定される。

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

内閣総理大臣

海部俊樹 殿

したがつて、政府は、かかる米軍を中心とする多国籍軍への軍事援助を直ちに中止するとともに、戦争のこれ以上の拡大を防止するため、米国、イラク両国への即時停戦を強く求めるとともに、和平のためのテーブルづくりのため、国連及び関係諸国が早急に努力するよう緊急に働きかけるべきである。

右、強く要求する。

するものであり、到底認めることはできな

い。
一、また、自衛隊機の派遣は、昨年秋の臨時国会で国民世論によつて決着がつけられた自衛隊の海外派兵を超法規的に行おうとするものであり、このような政府の態度は、国民への挑戦とも言うべきであり、断じて容認できない。

一、このような政府の方針は、憲法の精神を踏みにじるだけでなく、戦争の泥沼化に積極的に加担することとなる。戦争が長期化すれば、被害は戦争当事国は言うにおよばず、湾岸周辺諸国に及び、また、世界経済や環境に甚大な影響を与えることは必至である。

したがつて政府は、このような米軍を中

心とする多国籍軍への軍事援助と自衛隊機の派遣の方針を直ちに撤回し、非軍事・民生のための援助に方針を転換すべきである。と同時に、戦争のこれ以上の拡大を防

ぐため、米国、イラク両国への即時停戦を求めるとともに、和平のテーブルづくりのために国連及び関係諸国が早急に努力するよう緊急に働きかけるべきである。

一九九一・一・二十四

政府の自衛隊機中東派遣・九〇億ドルの多国籍軍への財政支出に対する社会党の見解

日本社会党政策審議会

前提：日本は、停戦・和平のための徹底した努力と戦後の貢献策について積極的に対応することとする。

* 自衛隊機輸送機の中東派遣に反対し、非自衛隊・非軍事・民間での避難民輸送を行うことを提案する。

政府が自衛隊法一〇〇条五項で中東に自衛隊機を派遣することは、憲法はもちろん自衛隊法自体にも違反し、従来の政府見解政府答弁も変更する重大な暴挙であり、まさに超法規的手段で戦争参加を強行するものである。それによつて日本は戦闘行為に巻き込まれる危険性があり断じて容認できない。よつて、計画の即時中止を要求す

る。

社会党は難民・被災民の救援のための、非自衛隊・非軍事・民間で人道的な立場で貢献するべきであると考える。そのため既に国連機関（IOM）から要望されているカイロからのアジア系避難民の帰国輸送には、民間航空機によって積極的に対応すべきである。アンマンとカイロなどの避難民輸送は陸路・海路で現地チャーター（バス提供含む）輸送（アカバ港経由など）するのが最も適切かつ現実的方法であると考える。

社会党は、財政援助は基本的に国連機関（平和保障基金の創設などを通じて行うべきであると考える。そして難民・被災民対策、医療など人道的立場からの援助、あるいは紛争周辺諸国の経済援助（融資ではなく実質贈与とする等）などを積極的に行うことを探査する。その財源は赤字国債の発行や大衆増税ではなく防衛費の削減や予算の組み替えによつて調達すべきである。

* 多国籍軍に対する九〇億ドルの追加支出に断固反対し、平和的打開・平和的協力の

一、最後に、わが党は、政府がかかる方針を提案する。基本的に戦争行為への日本からの財政支出を否定し、平和的打開・平和的収拾のための財政援助に限定すべきである。

アメリカの要求による多国籍軍への巨額の財政支出、しかも使途に制約はないとしているのは、戦争費用そのものであり、武力の行使と集団的自衛権の行使を否定した憲法に違反するものにほかならない。しかものために大衆負担の増税を強行し、赤字国債を発行することは絶対に容認できない。

多国籍軍追加支援九〇億ドルの

財源対策の決定について（談話）

日本社会党

書記長 山口鶴男

一、本日政府・自民党は、多くの国民の危惧・反対を無視し、湾岸戦争における米軍を中心とした多国籍軍の戦闘行為に協力する追加支援九〇億ドルの財源措置^{II}・増税方針を決定した。

わが党は、戦争の被害を被る周辺国への援助、難民・避難民救援のための援助については、国連を中心に関係国の要望に応えて積極的に実施すべきであると考える。しかし、多国籍軍に対する九〇億ドルの追加支援は、米国の要求に応えた戦争費用の負担そのもので、武力による紛争の解決を禁じ、武力の行使と集団的自衛権の行使を否定したわが国憲法に違反するものであり、到底認めるることはできない。したがつて、そのための増税案など論外である。

一、九〇億ドルもの多国籍軍への追加支援^{II}米軍の戦費肩代わりを行うことは、平和憲

ければならないことは、戦争協力ではなく、戦争の即時停戦・和平実現に全力をあげることであり、そのためあらゆる方策を追求し、実行することである。
わが党は、多国籍軍への九〇億ドル追加支援やそのための増税、自衛隊機の海外派遣を阻止するため、全力をあげるとともに戦争の終結、和平の実現に積極的に取り組む決意である。

法の精神を踏みにじるだけではなく、悲惨を極める地上戦の本格化が予想される今日、戦争の長期化、ドロ沼化に積極的に加担することになる。戦争が長期化し、地上戦が本格的に開始されれば、被害はとどまるところを知らず、尊い人命の損失は言うに及ばず、石油流出の増大、火災などによる環境への重大な影響、世界経済への深刻な影響などを招来することは必至である。

したがつて政府は、米軍を中心とした多国籍軍への資金協力の方針や、海外派兵への道を開く自衛隊機の派遣のための政令をただちに撤回し、非軍事・民生の援助に方針転換すべきである。そのため財源措置が必要であるとしても、安易な増税に走るのではなく、防衛費の徹底した削減をまず実施すべきである。

一、何よりも今、わが国が緊急に取り組まな



編集後記

◆まるでテレビゲームを見るようなバクダッタへの爆撃、それを大学の講義のように解説する軍の参謀、国連の名において毎日行われている中東湾岸戦争、できるだけ住宅地は避けていると言うが、壮絶な殺人劇であることは確かである。もう一ヶ月続いているがこんな事が許されて良いのか。◆海部総理以下、居並ぶ閣僚は、この戦争を“戦争”とは呼ばない。“平和の回復のための武力行使”と繰り返えし、従つて日本が戦争遂行のために協力をする資金についても決して“戦費”とは言わない。イラクが第一原因を作ったことは明らかであるが、この誰もが常識としている戦争の状態をまるで言葉の遊びのように説明する国会答弁は余りにも国民の意識とズレていないか。

◆地球環境の保全が世界的な課題となつてゐる今日であるが、ペルシャ湾は、“油の海”となつてしまつた。油まみれの鳥が悲しげに立つてゐる姿は人類の将来に厳しい語りかけをしている姿もある。生態系が次々と壊されいくこの現実をどうするか。◆先きの国會で廃案となつた【国連平年協力法案】の政治

責任どころか、今度は、自衛隊法の一〇〇条の五に輸送の対象に「政令で定める」とあるから政府の責任でそれを決めて自衛隊を海外に派遣するという開き直りの政府の姿勢にはビックリ。国民は再び騒然。そして法の番人であるはずの法制局長官まで、「一般的な任務規定なら自衛隊法の改正が必要だが、臨時に期間を限つて自衛隊機を海外に派遣する」とについて政府がその必要性を認めた場合は政令改正で可能との“珍解釈”を示す。平和憲法がまさに危機に立たされている。そして、わが国の三権分立はどうなるか。驚いたり、あきれたりしているだけでは済まない。◆アメリカのチャイニー国防長官が地上戦遂行の判断のため前戦視察を行う。そうなつたときの中東の地はどうなる、想像するだけでも胸苦しくなる。絶対ダメである！ ◆今回は、中東湾岸戦争に関する特集とした。本誌が完成する頃にまさか、中東の砂漠がこれ以上地獄化していなければと願いながらこの欄をメモつていて。それでも、平和憲法を持つ日本が、しかも中東の各国とこれまで友好関係を保つてきた国として、何故即時停戦のための思いきった行動がとれないのか。わが国

(H)

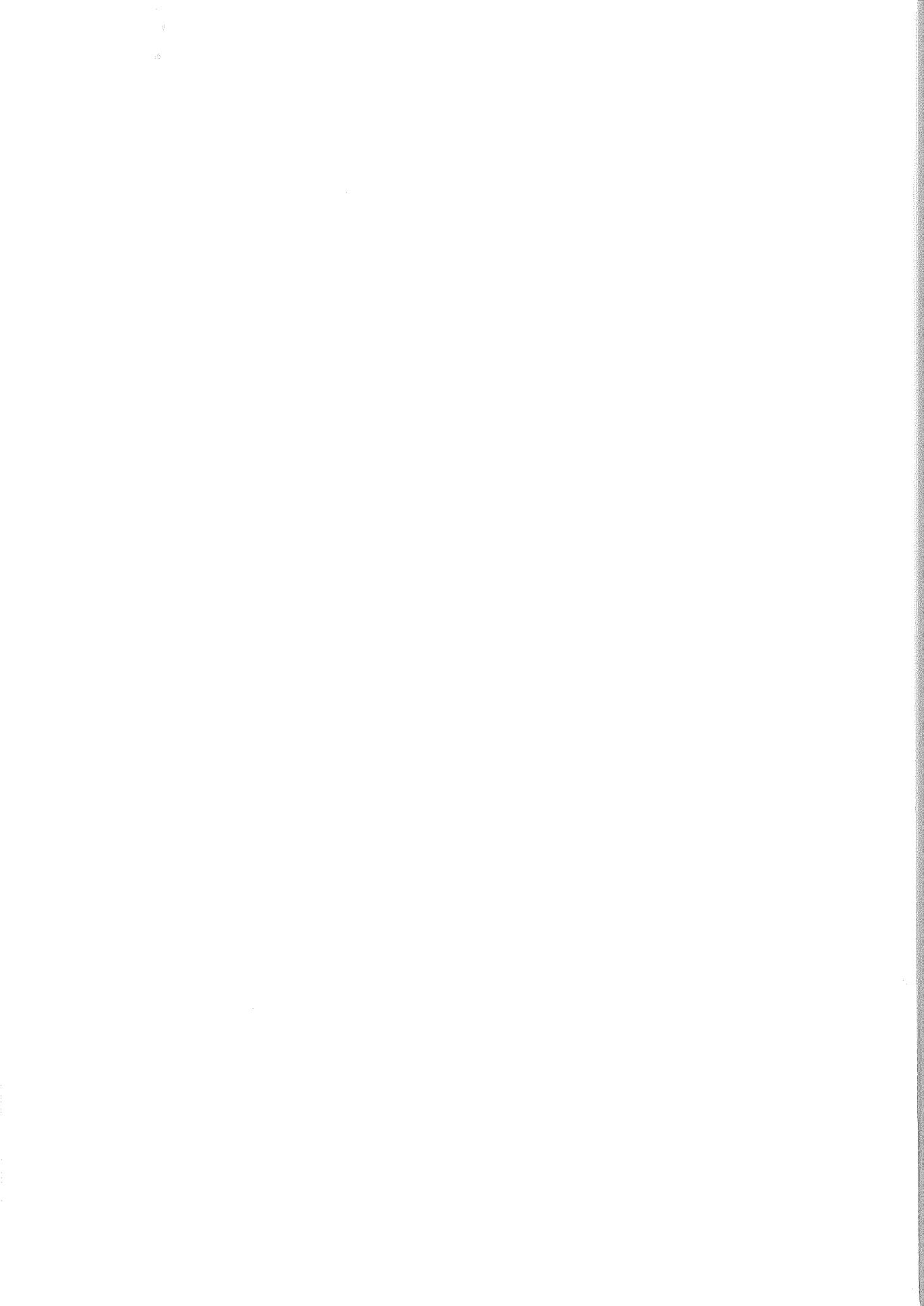
政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	温井寛
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	押田三郎
	浜谷惇
	早川幸彦
	渡辺博
	山本正和
	川那邊博
	村山富市
	佐間田勝美
	石田好数

兼事務局長	会計監査
	佐藤敬治
	柏谷照美

「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五一円
年間購読料	四二〇〇円（前納）	
ご送金は左記へお願いいたします。		
郵便振替	東京8-80821	
又は		
大和銀行	衆議院支店	
普通	203888	
日本社会党政策審議会		



POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

March 1991

No. 294

Foreword : Sango SATO, vice-chairman of the Policy Board

Special Issue I : Analysis of the National Budget for Fiscal 1991

Special Issue II : The Gulf War

Comment by General Secretary YAMAGUCHI concerning the
US-Iraqi Foreign Ministers' Talks in Geneva

Presentation by Chairperson DOI to Prime Minister KAIFU to Take
the Initiatives to Avoid the Gulf War

Statement of the Social Democratic Party of Japan(SDPJ) on the
Occurrence of the War

Presentaion by Chairperson DOI to Prime Minister KAIFU to Withdraw
the Support Plan for the Multinational Force

Comment by Genesec YAMAGUCHI on the Government's Decisions
to Support the Multinational Force

SDPJ's Statement on the Government's Policies to Dispatch the
Self-Defense Forces Aircrafts to the Gulf Region and to Contribute 9
Billion Dollars to the Multinational Force

Others

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

政策資料 3月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町 2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)